

米原市人権施策推進計画
進行管理調査票

〈令和3年度〉

令和3年9月

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁	抜粋
2	(1) 人権教育の推進 (基本方針P3-5)	①就学前教育			
		・米原市保育の指針に基づく人権保育の推進	保育幼稚園課	P 1	
		・保育料の軽減（保育所および幼稚園）	保育幼稚園課	P 1	
		②学校教育			
		・学校における人権教育の推進	学校教育課	P 1	
		・教職員研修の実施	学校教育課	P 1	
		・人権教育および啓発に関する学校への貸出支援	図書館	P 2	
		③社会教育			
		・出前講座・まなびサポーター事業	生涯学習課	P 2	
		・人権教育推進事業	生涯学習課	P 2	★
		④家庭教育			
		・養育支援訪問事業	子育て支援課	P 2	
		・冒険遊び場事業	子育て支援課	P 3	
		・子ども会事業	子育て支援課	P 3	
	・教育講演会	子育て支援課	P 3		
	・家庭の教育力向上事業	生涯学習課	P 3		
	(2) 人権啓発の推進 (基本方針P5-7)	①市民啓発			
		・きらめき人権講座の開催	生涯学習課	P 4	
		・地域人権リーダー研修会の実施	生涯学習課	P 4	
		・ハートフル・フォーラムの自治会での実施	生涯学習課	P 4	
		・人権教育および啓発に関する図書整備と提供	図書館	P 5	
		②企業啓発			
		・入札参加資格審査の主観点評価項目	財政契約課	P 5	
		・企業内人権研修推進のための窓口担当者設置	農林商工課	P 5	
		・企業・事業所向け研修会の開催	農林商工課	P 5	
		・企業・事業所訪問の実施	農林商工課	P 5	
・街頭啓発		農林商工課	P 6		
・広報紙等による啓発		農林商工課	P 6		
③行政職員研修					
・市職員人権研修	総務課	P 6			
・米原市同和对策本部（課長補佐級研修）	人権政策課	P 6			
・同和教育推進本部研修会	生涯学習課	P 7			
④啓発教材の活用					
・人権動画・人権カレンダーの作成	人権政策課	P 7	★		
・人権啓発教材の活用	生涯学習課	P 7			
3	(1) 同和問題 (基本方針P8-9)	●相談体制の充実			
		・生活相談員の配置	人権政策課	P 7	★
		●同和教育の推進			
		・人権擁護推進員研修会	人権政策課	P 8	
		・学校教育における人権・同和教育の推進	学校教育課	P 8	
		・同和教育の推進	学校教育課	P 8	
		●啓発活動の推進			
		・人権作品を活用した啓発	人権政策課	P 8	
		・街頭啓発	人権政策課	P 8	
		・人権作品募集による市民啓発	人権政策課	P 9	
	・広報等による啓発	人権政策課	P 9		
	●部落差別の実態把握				
	・インターネットモニタリング事業	人権政策課	P 9	★	
	●えせ同和行為の排除				
	・広報等による啓発	人権政策課	P 9		
	(2) 子どもの人権 (基本方針P10-12)	●子どもの人権を守るための啓発			
		・自立相談支援事業（学習支援）	社会福祉課	P 10	
		・こども家庭相談室相談事業	子育て支援課	P 10	★
		・米原市子ども条例の啓発	子育て支援課	P 10	
		・あいさつ運動の実施	子育て支援課	P 10	
●就学前保育・教育					
・乳幼児健診・育児相談事業		健康づくり課	P 11		
・障がい児通園事業		社会福祉課	P 11		
・人権保育の推進に向けた取組		保育幼稚園課	P 11		
・保育参加、子育てに関する講演会、座談会		保育幼稚園課	P 12		
●いじめや虐待防止等への取組の推進					
・いじめ問題対策連絡協議会の開催	人権政策課	P 12	★		
・若者自立ルーム「あおぞら」事業	子育て支援課	P 12			
・CAPプログラムによる人権教育	子育て支援課	P 12			
・児童虐待防止推進月間等における広報等による啓発	子育て支援課	P 13			
・養育支援訪問事業（再掲）	子育て支援課	P 13			
・民生委員・児童委員への啓発	子育て支援課	P 13			
・子ども家庭支援ネットワーク事業	子育て支援課	P 13			
・少年センター事業	子育て支援課	P 14			
・いじめ問題専門委員会(M-SIP)の開催	学校教育課	P 14			
●子育て支援サービスの充実					
・福祉医療費助成事業（乳幼児・児童生徒）	市民保険課	P 14			
・児童扶養手当等経費支給事業	子育て支援課	P 14			
・放課後児童クラブ事業	子育て支援課	P 15			
・児童手当経費支給事業	子育て支援課	P 15			
・ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	P 15			
・園における子育て支援	保育幼稚園課	P 16			

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁	抜粋
3	(2) 子どもの人権 (基本方針P10-12)	・地域の子育て支援（子育て支援センター事業）	保育幼稚園課	P16	
		●子どもの相談体制の充実と周知			
		・子ども家庭相談室相談事業（再掲）	子育て支援課	P17	
		●子どもの安全を守るネットワークの強化			
		・子ども家庭支援ネットワーク事業（再掲）	子育て支援課	P17	
		●子どもの貧困対策の推進			
		・ひとり親家庭等生活・学習支援事業	子育て支援課	P17	
		●男女平等の意識づくり			
		・男女共同参画審議会開催	人権政策課	P18	
		・男女共同参画講演会	人権政策課	P18	
	・男女共同参画センターの活用	人権政策課	P18	★	
	・広報等による啓発	人権政策課	P18		
	●男女平等のための教育・学習				
	・男女平等のための人権教育の推進	学校教育課	P19		
	●男女平等の社会づくり				
	・男女共同参画市職員研修	総務課	P19		
	・審議会・協議会委員の選任	総務課	P19		
	・市職員の人事配置	総務課	P19		
	・特定事業主行動計画	総務課	P20		
	・あさ活・ゆう活	総務課	P20		
	・女性人材バンク「なでしこネット」	人権政策課	P20	★	
	・女性自治会役員の選任	地域協働課	P20		
	・女性消防団員の活動	防災危機管理課	P21		
	●女性に対するあらゆる暴力の根絶				
	・総合相談窓口の設置	人権政策課	P21		
	・DV相談窓口の設置	子育て支援課	P21		
	・ひとり親家庭支援	子育て支援課	P21		
	・ひとり親家庭等の住宅支援対策	子育て支援課	P22		
	・子ども家庭相談室（再掲）	子育て支援課	P22		
	●相談体制の充実と周知				
	・相談しやすい体制づくり	総務課	P22		
	・女性のための相談ルーム「つくし」の周知	人権政策課	P22		
	●ワーク・ライフ・バランスの推進				
	・ワーク・ライフ・バランスの推進	総務課	P23		
	・「仕事と生活の調和推進月間」のPR	人権政策課	P23		
	●安心ネットワークの構築				
	・緊急通報システム事業の実施	高齢福祉課	P23		
	・配食サービス事業の実施	高齢福祉課	P24		
	・地域支え合い活動の推進	福祉政策課	P24		
	●認知症高齢者対策の充実				
	・予防対策事業	健康づくり課	P24		
	・認知症対策推進事業	福祉政策課	P25		
	●地域包括ケア対策の充実				
	・介護基盤整備・開設準備経費補助、人材育成	高齢福祉課	P25		
	・地域包括ケア体制の構築	福祉政策課	P25		
	●高齢者の生きがい活動・社会参加の促進				
	・老人クラブへの支援	高齢福祉課	P26		
・シルバー人材センターへの支援	高齢福祉課	P26			
・高齢者等居場所づくり事業	福祉政策課	P26	★		
●誰もが暮らしやすいまちづくり					
・米原安心安全なまちづくり市民大会	防災危機管理課	P27			
・介護保険制度全般	高齢福祉課	P27			
・介護用品助成事業	高齢福祉課	P27			
・訪問理容サービス事業	高齢福祉課	P28			
・高齢者等住宅除雪支援事業	高齢福祉課	P28			
・バス乗車助成事業	社会福祉課	P28			
・権利擁護・虐待防止の推進	福祉政策課	P28			
・道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進	建設課	P29			
・市営住宅等の適切な維持管理	都市計画課	P29			
●障がいと障がいのある人への理解促進					
・市職員研修の実施（障害者差別解消法）	総務課	P29			
・ボランティア養成事業	社会福祉課	P29	★		
・権利擁護・虐待防止の推進	社会福祉課	P30			
●社会参加の支援と雇用・就業の促進					
・市職員における障がい者雇用対策	総務課	P30			
・社会参加支援事業	社会福祉課	P30			
・発達障がい支援事業	社会福祉課	P30			
・企業への障がい者雇用の促進	農林商工課	P30			
●保健・医療と生活支援の充実					
・福祉医療費助成事業（重度心身障がい者および心身障がい者）	市民保険課	P31			
・医療保健体制整備事業	福祉政策課	P31			
・保健センター管理事業	健康づくり課	P31			
・自立支援給付事業	社会福祉課	P31			
●安心して暮らせるまちづくり					
・要配慮者の支援体制整備	防災危機管理課	P32			
・相談体制の充実	社会福祉課	P32			
・意思疎通支援事業	社会福祉課	P32			
(3) 女性の人権 (基本方針P13-15)	(4) 高齢者の人権 (基本方針P15-17)	(5) 障がい者の人権 (基本方針P17-19)			

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁	抜粋	
3	(5) 障がい者の人権 (基本方針P17-19)	・地域生活支援事業	社会福祉課	P32		
		・障がい者配食サービス事業	社会福祉課	P33		
		・道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進(再掲)	建設課	P33		
		・市営住宅等の適切な維持管理(再掲)	都市計画課	P33		
		・福祉教育の推進	学校教育課	P33		
		・障がい者差別の解消	社会福祉課	P33		
		●相談体制の充実と周知				
		・相談体制の充実(再掲)	社会福祉課	P34		
		●人権教育・人権啓発の充実				
		・意思疎通支援事業(再掲)	社会福祉課	P34		
	・障がい者の人権の人権教育・人権啓発の実施	人権政策課	P34			
	(6) 外国人の人権 (基本方針P20-21)	●外国籍市民への生活支援				
		・外国語通訳設置	人権政策課	P34		
		・外国語版広報の発行	人権政策課	P35	★	
		・外国語版絆パトンの作成	人権政策課	P35		
		・外国籍市民緊急指差しカードの作成	人権政策課	P35		
		・外国語による防災情報の提供	人権政策課	P35		
		・日本語教室の開催	人権政策課	P35		
		・地域防災への参加促進	防災危機管理課	P35		
		●ボランティア等の育成				
		・通訳ボランティア等の募集	人権政策課	P36		
		●多文化共生意識の醸成				
		・多文化共生イベント等の実施	人権政策課	P36		
		・広報紙やパンフレット、講演会の開催による啓発	人権政策課	P36		
		・国際交流推進事業	政策推進課	P36		
		・多文化共生教育の推進	学校教育課	P37		
		●災害時の情報提供				
		・多文化共生協会との連携による情報提供	人権政策課	P37		
	●外国籍市民の子どもの教育の充実					
	・日本語教室の開催(再掲)	人権政策課	P37			
	●多文化共生推進プランの策定					
	・多文化共生推進プランの策定	人権政策課	P37	★		
	(7) 生活困難者の人権 (基本方針P21-22)	●生活保護受給者の自立支援				
・生活保護事業		社会福祉課	P38	★		
●生活困窮者の自立支援						
・自立相談支援事業(就労支援)		社会福祉課	P38			
●生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の構築						
・自立相談支援事業(相談体制の確立)		社会福祉課	P38			
(8) その他様々な人権 (基本方針P22-27)		●HIV感染者の人権				
		・HIV感染者等に対する啓発	健康づくり課	P38		
		・エイズ・性感染症教育の実施	学校教育課	P38		
		●セクシュアル・マイノリティの人権				
	・性的マイノリティについての教育の推進	学校教育課	P39			
	・性的マイノリティの啓発	人権政策課	P39			
	●刑余者の人権					
	・社会を明るくする運動の実施	社会福祉課	P39			
	●インターネット等による人権侵害					
	・Facebookページ等による情報発信	情報政策課	P39			
	・インターネット等による人権侵害に対する研修会の実施	学校教育課	P40			
	●災害と人権					
	・米原市地域防災計画の修正業務	防災危機管理課	P40			
	・避難行動要支援体制の構築	福祉政策課	P40	★		
	●個人のプライバシーの保護					
	・Facebookページ等による情報発信	情報政策課	P40			
	・情報セキュリティポリシーの実施	情報政策課	P41			
	・住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	市民保険課	P41			
	●犯罪被害者とその家族の人権					
	・犯罪被害者とその家族の人権の啓発	人権政策課	P41			
●ハンセン病元患者の人権						
・ハンセン病の正しい知識の啓発	人権政策課	P41				
●アイヌの人々の人権						
・アイヌ人についての正しい知識の啓発	人権政策課	P41				
●職場等における多様なハラスメント						
・相談体制の確保	総務課	P42				
・企業へのハラスメントについての啓発	農林商工課	P42				
●求職者の人権						
・企業への公正採用の啓発	農林商工課	P42				
●新たな人権問題の特質や状況に応じた施策の検討						
(1) 推進体制の充実 (基本方針P28)	①市の推進体制					
	・米原市人権尊重のまちづくり推進本部の取組	人権政策課	P42	★		
	・米原市同和対策本部の取組	人権政策課	P42			
	・米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組	人権政策課	P43			
	・米原市同和教育推進本部の取組	生涯学習課	P43			
	②関係機関との連携					
・国、県、関係機関等との連携	人権政策課	P43				

米原市人権施策推進計画 進行管理調査票 目次

章	実施項目	施策の基本方向等	担当課	計画 頁	抜粋	
4	(2) 人権擁護の推進 (基本方針P 28-29)	①相談窓口の充実				
		・ 総合相談窓口の設置 (再掲)	人権政策課	P 43		
		・ 消費生活相談	地域協働課	P 44	★	
		・ 空家等に係る諸課題解決に向けた庁内連携体制の確立	シティセールス課	P 44		
		・ 健康相談	健康づくり課	P 44		
		・ 心配ごと総合相談事業	福祉政策課	P 44		
		・ 弁護士による法律相談	福祉政策課	P 44		
		・ 子ども家庭相談室 (再掲)	子育て支援課	P 45		
		・ こころの教育相談	学校教育課	P 45		
		②人権侵害に対する救済				
	・ 人権侵害に対する救済制度の確立	人権政策課	P 45			
	(3) 推進計画の策定 および基本方針の見直し (基本方針P 29)	・ 方針の見直しおよび推進計画の策定	人権政策課	P 45		
		・ 人権意識調査の実施	人権政策課	P 45		

2 人権意識の高揚を図るための施策について				
(1)人権教育の推進		①就学前教育		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
米原市保育の指針に基づく人権保育の推進	「米原市保育の指針」を基に、乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう保育内容の充実を図る。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にする保育を推進した。また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上に努めた。 令和2年度(実績) 新型コロナウイルス感染防止の観点から全員研修会や講座開催を取りやめ、各園で必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容(表現、運動遊び、特別支援等)を報告した。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にする保育を推進していく。また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上をめざす。 令和3年度(目標) 各園で必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告する。調理師は「離乳食」、「個別対応が必要な園児への給食提供について」から選択。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人ひとりの子どもの人権を大切にする保育を実践している。0歳児から5歳児までの育ちを見通し、子どもの主体性を大切にしながら、乳幼児期にふさわしい体験を重ねることができるようにしている。人権保育の推進はどの園も長年継続して実施しているが、事業が形式化している面もある。職員の人権感覚・人権意識の向上が望まれる。
保育料の軽減(保育所および幼稚園)	保育料の軽減を行うことで、保護者の負担軽減を図る。	保育所保育料軽減対象者 令和2年度(実績) 延べ人数 2,092人 軽減額:22,728,100円	保育所保育料軽減対象者 令和3年度(目標) 延べ人数 2,100人 軽減額:22,730,000円	少子化が社会的な課題となる中、保育料の軽減を行うことで、子育て支援を行う。18歳未満の兄弟姉妹の第2子以降の子どもが入所・入園した場合に保育料の無料化および軽減を行う。
(1)人権教育の推進		②学校教育		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
学校における人権教育の推進	学校教育目標をもとにした人権教育年間計画を作成する。発達段階に応じた人権教育を推進する。	・市内全15校において、各校の人権教育全体計画に基づき、全教育活動を通して人権教育を実施した。	・市内全15校において、学校教育目標をもとにした人権教育全体計画に基づき、人権教育を推進する。	子どもたち一人ひとりが、確かな学力を身につけ、豊かな心とたくましい体を育む教育、特に様々な体験活動を通して課題解決のできる力を育む教育の一層の充実に努めるとともに、信頼される学校づくりを推進する。
教職員研修の実施	人権教育にかかる学校訪問による教職員研修の実施	・公立校園(全20校園)の人権教育・保育推進担当者を対象に人権研修を実施した。18校園が参加し、部落差別をテーマに研修を行い、資質向上を図った。 ・米原市人権教育研究会は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	・学校・園へ訪問する機会を捉え、人権教育および人権保育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・公立校園の人権担当者を対象とした研修を実施し、人権教育に関する資質の向上を図る。 ・米原市人権教育研究大会を開催し、各校からの実践レポートを通して研究協議を行う。	人権教育・保育にかかる訪問は、平成25年度から実施しており、一定の成果が得られていると考える。しかし、訪問を受ける学校によっては、行事や出張などと重なり、全職員が参加できないこともある。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権教育および啓発に関する学校への貸出支援	小学校から依頼を受け、人権教育および啓発に関する図書を団体貸出するときに、図書の選定に役立つリストを作成する。	小学校で使用できる「人権」をテーマにした図書のリストを年間1回更新した。 レファレンスや団体貸出などで図書を選定する際に役立った。	小学校で使用できる「人権」をテーマにした図書のリストを年間1回更新する。	様々な人権課題に関する蔵書の整備に努めているが、学年に合致した図書となると必要数の確保が困難な場合がある。また、書名だけでは人権を扱った図書かどうかの判断がつかない場合がある。
(1)人権教育の推進		③社会教育		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
出前講座・まなびサポーター事業	出前講座とまなびサポーターのメニューにおいて人権に関わる講座を開設する。	令和2年度:1件(実績) 内訳 ○人権ワークショップ&講話 1件 (10月2日) ○人権尊重のまちづくり 0件 事業所等での職員研修の場での利用により、市民人権意識の向上に寄与することができた。	令和3年度:5件(目標) 各自治会やサロン、事業所等に講師を派遣し、人権意識・人権感覚を高める学習機会を提供する。 ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)においても出前講座活用の提案を積極的に行う。	他の種類の講座と比較して利用者が少なく、講座の活用について広報等で推奨を図る必要がある。(人権ワークショップ&講話、人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会づくり、多文化共生のまちづくりの4講座を開設している。)
人権教育推進事業	米原市人権教育推進協議会と協力して、ハートフルフォーラム事業、各種研修会等を開催する。	米原市人権教育推進協議会に対し、適正な財政的支援を行った。 人権教育推進員が中心となって、各自治会で積極的にハートフル・フォーラムを実施していただけるように、ハートフル・フォーラムの進め方に関する研修会や人権意識の向上のための人権講座を開催した。	部落差別問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解消に向けて、各種事業を推進する。 人権講座や研修会で多様なテーマを取り扱い、参加者の裾野を広げていく。 各活動部会の活動を推進し、地域全体で人権教育、人権啓発活動を行う体制づくりに努める。	人権文化のまちづくり(教育振興基本計画から)を推進するため、きらめき人権講座、ハートフル・フォーラムの開催等、人権教育推進協議会が行う事業に対し補助を行い、活動の充実を図る。 今後は米原市人権教育推進協議会の事業の質を高めながら、参加者の裾野を広げていく必要がある。
(1)人権教育の推進		④家庭教育		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
養育支援訪問事業	育児不安を抱え、適切な養育の仕方に悩む未就園児を持つ保護者に対して、家庭相談員が家庭を訪問し、子どもの成長や個性に合わせた関わり方や叱らない子育てができるよう支援する。	子育て世代包括支援センター会議を実施し、子育ての支援方法等の検討や児童虐待の早期発見、未然防止に努めた。 実施回数 12回	月1回、子育て世代包括支援センターの子育て支援コーディネーターを中心に会議を開催して、支援方法等の検討、児童虐待の早期発見や未然防止に努める。	米原市では、健康づくり課の保健師による「乳児全戸訪問事業」、地域子育て支援センターの保育士による「未就園児家庭訪問事業」、こども家庭相談室の家庭相談員による「養育支援訪問事業」の3事業を実施し、毎月1回、乳幼児家庭訪問事業連携会議を開催し、養育環境上問題、課題のある家庭を把握している。育児不安や養育力の低い保護者に対して、子どもの成長に合わせて適切な養育ができるよう支援を行う。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
冒険遊び場事業	自然の中で、子どもたちが自由にのびのびと思いっきり遊べる環境の整備を支援し、子どもたちの健全な育成を図るとともに、子育てをする親が、育児や子育ての不安や悩みを相談し、話し合える場を提供する。	冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営に関する支援制度の助成対象となる団体はなかった。 冒険遊び場の新規開設 令和2年度:なし 冒険遊び場の開設運営 令和2年度:なし 水に親しむ遊び場の新規開設 令和2年度:なし	関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の運営の支援を行う。 冒険遊び場の運営 令和3年度:3か所(目標) 冒険遊び場事業自体の継続が困難となりつつあることから、事業自体の在り方について議論を進める。	平成25年度から市民協働提案事業として実施している。事業の実施には、冒険遊び場のPRをはじめ、遊び場におけるプレーリーダー(見守り人)の確保や自主財源の確保による継続体制、自然を活用したまちづくり団体のネットワークづくりなどの課題がある。また基本的事項として、事業の特性上、行政側が遊び場に適した場所を選定し、場所の使用交渉や実施主体を募ることが難しく、適地を持つ自治会の中から運営者となる団体が出てきてもらわないと事業実施が困難な実態がある。
子ども会事業	子ども会事業を支援し、次代を担う子どもたちの健全育成に努め、育成者自身が相互に学びあい、良き育成者としての役割、良き親、良き大人としての姿勢を自覚させる。	ふれあいの里フェスティバル →新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ジュニアリーダー講習会参加者 令和2年度:2人参加 ジュニアリーダークラブ 令和2年度:4人(実績)	ジュニアリーダー講習会、ジュニアリーダークラブの活動との連携により、効果的な人材育成を図る。また、夏休み冒険遊び場やくれあいの里フェスティバルなど、子どもたちに多様な体験活動の場を提供する。 ジュニアリーダー講習会参加者 令和3年度:10人(目標) ジュニアリーダークラブ 令和3年度:5人(目標)	子ども会に加入しない団体が増え、会員数も減少傾向にある。ジュニアリーダーを育成し、次代を担う人材を継続的に育成していく必要がある。また、子ども会の育成者を発掘していく必要もある。
教育講演会	青少年問題に関わる関係者、保護者を対象に、青少年の健全育成・家庭教育の充実に関する講演会を開催する。	教育講演会(米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会) →新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	教育講演会(米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会)を開催し、家庭教育力の向上を図る。 令和3年度 1回(参加人数120人)(目標) ※コロナ禍の中での開催のため、参加人数を絞り、感染対策を講じた上で実施する。	家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深め、子どもに対する人権教育の効果を高めるため、家庭教育に関する学習機会を充実する必要がある。
家庭の教育力向上事業	家庭の教育力の向上を図るための各種事業を推進する。	家庭教育関連事業については、子ども未来部所管のPTA、青少年育成市民会議、子ども会などの事業展開の中で、取り組めるよう協議し、側面的支援を行っていく。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により、講演会等の事業は中止されたため、具体の取組実績なし。	家庭教育関連事業については、子ども未来局所管のPTA、青少年育成市民会議、子ども会などの事業展開の中で、取り組めるよう協議し、側面的支援を行っていく。	家庭教育関連事業については、子ども未来局所管のPTA、青少年育成市民会議、子ども会などの事業展開の中で、必要に応じて協力をしていくこととし、生涯学習課主体の事業としては、廃止する。

(2) 人権啓発の推進		④ 市民啓発		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
きらめき人権講座の開催	年4回、人権教育推進員、行政職員、学校教職員などに積極的な参加を呼びかけ、市民を対象に「きらめき人権講座」を開催する。	人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人権リーダーの育成を目的として、きらめき人権講座を年4回開催した。 第1回 86人(8月25日) 第2回 75人(9月30日) 第3回 71人(10月20日) 第4回 59人(11月19日) 合計 291人(実績) 「人権文化豊かなまちづくり」、「多文化共生のまちづくり」、「子どもの人権」等をテーマに研修会を開催し、参加者の方々に多種多様な人権問題について知識を習得していただくことができた。	令和3年度:きらめき人権講座 4回開催各回60人(目標) 第1回 (8月26日) 第2回 (9月15日) 第3回 (10月21日) 第4回 (11月18日) チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。	あらゆる人権問題に関する学習を深めるとともに、人権問題に対する意識の向上等を目指して、年4回シリーズできらめき人権講座を開催している。参加しやすいように平日の夜という時間設定にしており、今後さらに多くの人参加しやすい環境を整えていく必要がある。市職員の参加が少なく、職員研修としての位置付けも検討すべき課題である。
地域人権リーダー研修会の実施	各自治会で人権教育推進員を選出して、推進員を対象に地域人権リーダー研修会を実施する。	市民一人一人の大きな学習の機会として、ハートフル・フォーラムを円滑に実施していただくため、その推進役となっていただくリーダーを対象に、地域人権リーダー研修会を開催した。 新型コロナウイルス感染症対策として、自治会関係者と啓発協力者・市職員向けの研修会として、2回に分けて開催した。 令和2年度:174人(実績) ・自治会関係者向け(7月3日):81人 ・啓発協力者等向け(8月28日):93人 ハートフル・フォーラムに関わる知識を身につけていただき、各自治会でのハートフル・フォーラムの企画、運営に役立てていただくことができた。	地域人権リーダー研修会の参加人数 令和3年度:180人(目標) ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中で行い、令和3年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため出席者を各自治会1名に限定して実施する。 ※令和2年度と同様、自治会関係者向け、啓発協力者・市職員向けの2回に分けて実施する。 ・自治会関係者向け(7月7日) ・啓発協力者等向け(7月30日)	各自治会で取り組むハートフル・フォーラム(地区別懇談会)の企画や運営を円滑に行い、地域のリーダーとして活躍する推進員を対象とした研修会を開催する。マンネリ化しないように各自治会から実践事例を発表いただいている。
ハートフル・フォーラムの自治会での実施	各自治会でハートフル・フォーラム(地区別懇談会)を実施し、啓発協力者と自治会担当者を派遣する。	地域での人権課題の早期解消を図るため、各自治会と共催でハートフル・フォーラムを開催した。 令和2年度:52自治会(48.6%)538人(実績) ※アンケート協力者数 出前講座や外部講師、ワークショップやDVD等を活用いただき、自治会に合った方法で、人権学習の機会を創り出すことができた。	ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 令和3年度:107自治会(100%)3,200人(目標) DVDフォーラムだけでなく、様々な学習方法の提案を行う。 人推協担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っていく。	それぞれの家庭や地域社会における人権上の課題を見つめ直すとともに、人権意識や人権感覚の向上を目指して、ハートフル・フォーラムを開催している。毎年同じ手法で実施しているとマンネリ化してしまう恐れがあり、参加者の拡大や効果的な啓発方法などが今後の課題となっている。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権教育および啓発に関する図書の整備と提供	図書館に人権教育および啓発に関する蔵書を整備し、市民の利用に供する。	人権に関する様々な運動(同和問題啓発協調月間や、人権週間等)に連動したテーマ特集を年間4回行った。テーマ特集をすることで、人権に関する図書を利用してもらう機会をつくることができた。	人権に関する様々な運動(同和問題啓発協調月間や、人権週間等)に連動したテーマ特集を年間4回行う。	様々な人権課題に関する蔵書の整備に努めている。また、テーマ特集を組み、より効果的な利用に供するように努めている。ただし、これらの蔵書に関しての利用状況が必ずしも順調とは言えない点が課題である。
(2)人権啓発の推進		②企業啓発		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
入札参加資格審査の主観点評価項目	入札参加資格審査において、市内建設業者対象の主観点項目に障がい者雇用等による評価点を設定する。	令和3年度入札参加資格審査の主観点項目の評価点に設定しています。 取組企業数 8者 *市内建設業者は82者 障がい者雇用数 9人	令和4年度の入札参加資格審査の主観点項目の評価点に設定していく。 目標取組企業数 9者 目標障がい者雇用数 10人	他の産業と比較して、労働条件等により障がい者の入職が進んでいない現状であるため、企業としての社会的な責務を評価することで環境整備を推進していく。
企業内人権研修推進のための窓口担当者設置	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、企業内人権研修推進のための事業所内公正採用選考・人権啓発担当者を設置する。	依頼文と企業訪問により事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置届の提出の依頼を行った。 設置企業数:86社	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者未設置企業数を減少する。 令和2年度:12社(実績) 令和3年度:8社(目標)	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりを実現するために、企業・事業所と行政が連携できる組織づくりを行う。
企業・事業所向け研修会の開催	窓口担当者設置に対して研修会を実施する。	3月にYoutubeで「障がい者と人権」をテーマに、企業の人権啓発担当者、市の人権啓発推進班員を対象とした研修会を行った。 参加企業数:43社	窓口担当者設置に対して研修会を実施し、参加企業数の増加を図る。 平成30年度:43社(実績) 令和元年度:43社65人(実績) 令和2年度:43社(実績) 令和3年度:50社(目標)	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施する。
企業・事業所訪問の実施	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」から、企業訪問を実施し、公正採用と人権についての啓発を行った。 訪問企業数:98社	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する、対象訪問先全件へ訪問を実施する。(今年度に訪問対象リストを従業員数が20人以上在籍している精査した為、訪問件数が減少しています。) 対象訪問先:69社	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施。訪問時に県から配布される調査表をもとに聞き取り調査を行う。また、それ以外にも相談等があれば対応する。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
街頭啓発	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて、米原駅前街頭啓発を実施する。	新型コロナウイルス感染所拡大防止のため今年度は該当啓発は中止 (滋賀県商工政策課による指示)	新型コロナウイルス感染所拡大防止のため今年度は該当啓発は中止 (滋賀県商工政策課による指示)	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために実施する。
広報紙等による啓発	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて、広報「まいばら」および伊吹山テレビで啓発する。	広報「まいばら」 7月1日号掲載 伊吹山テレビ 7月2日～31日放送	伊吹山テレビ 7月1日～7月31日放送	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために広報「まいばら」への記事掲載および伊吹山TVでの啓発活動を実施する。
(2)人権啓発の推進		③行政職員研修		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
市職員人権研修	同和問題をはじめとする人権問題に係る研修会を実施する。	・人権問題市職員全体研修会および人権(同和)問題新任職員等研修会 ⇒当該研修の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合型研修を中止した。 ・所属別基礎研修 ⇒各所属において、人権意識の向上を図るため研修を実施した。	行政サービスの根底は、人権尊重と人権擁護であるという理念を全員が共通認識するとともに、各種人権問題の正しい理解と意識を深め、人権感覚を身に付けるため研修を実施する。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合形式の全体研修は休止し、指定教材を活用した、所属別基礎研修を実施する。	行政サービスの根底は人権尊重と人権擁護であるという理念のもと、各種の人権(同和)研修会を開催する。 人権(同和)問題市職員全体研修会 人権(同和)問題新任職員等研修会 所属別人権研修の実施
米原市同和対策本部(課長補佐級研修)	各種研修会等への積極的な参加および課長補佐級研修を実施する。	課長補佐級研修1回(2/12、34人参加)を開催した。(高野山夏期研修の参加はなかった。) 課長補佐級研修では、人権政策課課員が受講したインターネット人権マスター講座についての報告および『インターネットと人権』と題した講演を通して、人権問題に関する意識が高まり、人材育成に繋がった。	各種研修会に参加し、以下の研修を開催する。 課長補佐級研修1回開催	同和対策本部では、市職員が深い知識と情熱を持って取組を進めるため、課長補佐級職員を中心に啓発企画委員会(差別事件・事象検証グループ)を平成26年度に設置したが、組織の効率化を図るため、令和2年度から人権擁護部会の中に位置づけることとした。差別事象が発生するなど、必要に応じ啓発企画委員会を設ける。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
同和教育推進本部研修会	市職員を対象とした研修会を開催する。	令和2年度 参加人数:52人(実績) (2月5日) 講演「部落差別は今」 講師 丸本 千悟氏 同和教育推進本部員および市役所職員を対象に、部落差別の現実について学んでいただく研修会を企画した。部落差別の現実を理解することができ、人権・同和問題に関する意識の向上を図ることが出来た。	令和3年度 参加人数:50人(目標) 幅広い世代の職員に参加を呼びかける。(特に若い世代の職員)	同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別解消に向けた人材を育成することを目的に研修会を開催している。
(2)人権啓発の推進		④啓発教材の活用		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権動画・人権カレンダーの作成	市民に広く人権について考える機会となるよう、人権作品を活用した、啓発教材を作成する。	人権カレンダーを14,000冊作成し、市内全戸に配布した。 人権動画を作成し、12月の人権週間に伊吹山テレビで放送するほか、YouTubeに投稿を行った。	時間や場所に縛られない啓発を行うため、人権作品を活用した人権動画・人権カレンダーを作成し、広く市民に人権について考える機会とするために活用する。	あらゆる人権問題への気付きを実感できる、親しみやすい教材づくりを行うことで、人権意識の高揚等を図る。人権を考えるつどいをリニューアルさせて、人権カレンダーや人権動画を作成した。
人権啓発教材の活用	米原市人権教育推進協議会事務局で、人権啓発教材の貸し出しを行う。	自治会、学校、事業所の人権研修や子どもたちの道徳の時間の教材として、多数の人権啓発教材の利用があった。 「子ども・若者の人権」「命・ターミナルケア」「部落差別」をテーマにした人権啓発教材を購入した。(3本購入) 人権啓発教材数 228本	引き続き、各種団体に人権啓発教材を利用してもらえるように、広く周知を行う。 より多くの人に利用してもらえるように、地域の人権課題に応じた人権啓発教材の選定を行っていく。(3本購入) 人権啓発教材数 231本	人権啓発DVDは毎年3~4作品ずつ追加しており、今後も社会情勢等に合わせ、米原の地域性に合った新しい教材を選定していく必要がある。米原市人権教育推進協議会事務局に人権啓発DVDがあることを周知させていくことも必要である。
3 人権問題における分野ごとの施策について				
(1)同和問題		●相談体制の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
生活相談員の配置	旧隣保館において、隣保事業の一環として相談事業を実施していた地域において、未だに人権問題や生活困窮等の課題があることから、地域住民の近くで相談事業を展開する。	人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行った。 相談件数:102件	人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行う。	旧隣保館をもつ、自治会では環境改善が大きく進んだが、住民の生活実態やニーズが変化しつつある中で、未だに人権問題や生活困窮等の課題があるため、地域住民の近くで相談事業を展開し、人権課題の解決、包括的な支援による地域住民の生活の改善および向上ならびに自立促進を図る必要がある。

	(1) 同和問題	●同和8教育の推進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権擁護推進員研修会	人権擁護推進員制度などに対する理解を深め、地域に根ざした人権擁護活動の充実と強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員、人権擁護推進員の合同情報交換会は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となった。 12月の街頭啓発について、広報まいばらに掲載し活動をPRした。例年より、人数を絞り規模を縮小して啓発を行った。 	人権擁護委員、人権擁護推進員の合同情報交換会を年1回開催する。	人権擁護委員の活動を補完する役割として、人権擁護推進員制度が発足しており、3年の任期で30人の推進員を委嘱している。人権擁護委員との連携等の課題があり、制度の効果的な運用が求められている。
学校教育における人権・同和教育の推進	学校における人権・同和教育を進めるために、指導資料等の活用と啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 県教委作成「人権・部落問題学習教材集」等を、市内全小中学校で活用し、人権教育の推進に役立てることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和教育を進めるのに有効な指導資料等を、各校の実情に応じて有効活用する。(15校) 	児童生徒の興味・関心を引き出すことができるよう、創意工夫を凝らした教育資材等を活用し、人権・同和教育を推進する。
同和教育の推進	社会科の学習を通じての科学的な知識指導と、全学年における発達段階に応じた同和教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 学校・園へ訪問した際に、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき同和教育の向上に資する指導と助言を行った。 市内教職員(初任者)を対象に、同和教育の必要性を含めた研修会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・園へ訪問する機会を捉え、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき同和教育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 市内教職員(初任者)ならびに各校園人権教育推進主任を対象に、同和教育の必要性を含めた研修会を開催する。 	人権教育にかかる学校訪問の中で同和教育や部落問題学習の推進状況について確認をしている。どの学校も社会科の学習が中心であるが、他教科・他学年との関連が見えにくく、単発的な取組になっている。
	(1) 同和問題	●啓発活動の推進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権作品を活用した啓発	差別意識の解消に向けて、講演会、人権作品の発表、人権パネル展等を行い、人権意識の高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 人権カレンダーを14,000冊作成し、市内全戸に配布した。 人権動画を作成し、12月の人権週間に伊吹山テレビで放送するほか、YouTubeに投稿を行った。 人権作品の巡回展は市内 	内容をリニューアルし、人権作品を活用して、人権カレンダー、人権動画、人権作品の巡回展などで、より多くの市民に啓発が届けられるような事業とする。	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解消に向けて、人権に関する市民の関心や認識に広がり、深まりが必要である。今後さらに市民に繰り返し啓発を呼びかけていく必要がある。
街頭啓発	同和問題啓発強調月間(9月)、人権週間(12月)に合わせ、人権擁護委員、市職員が合同で米原駅、量販店等で街頭啓発を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 月間、週間に合わせて、街頭啓発を人権擁護推進員と連携して開催した。 令和2年度:2か所(実績) ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、同和問題啓発強調月間(9月)は街頭啓発を中止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 月間、週間に合わせて、街頭啓発を行う。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施については状況を見て検討する。 	同和問題啓発強調月間(9月)および人権週間(12月)に合わせて、米原駅自由通路および市内量販店(4店)にて街頭啓発を実施している。期間中は市内の公共施設や民間施設等に啓発ポスターやのぼり旗を掲出するなど、啓発物品の配布と合わせて集中的に啓発を行っている。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権作品募集による市民啓発	豊かな人権感覚を身につけることを目的として、市民を対象に人権作品の募集を行う。	令和2年度:応募点数 91点	令和3年度:応募点数 160点(目標) ※例年程度の夏休みとなることから、一昨年同期の募集点数を目標とする。	小中学生の部に分け、それぞれポスター、標語、作文の3部門で募集を行っている。優秀作品は人権啓発のため人権カレンダーや人権動画での活用をはじめ、広報まいばらや公共施での掲出や啓発グッズに活用するなど、効果的な啓発に努めている。
広報等による啓発	同和問題をはじめとする人権問題について、広報まいばら、伊吹山テレビ等を活用し、啓発を行う。	同和問題啓発強調月間や人権週間、人権擁護委員の日(6/1)等を中心として、広報まいばら、伊吹山テレビ等による啓発を行った。 広報まいばら掲載 9回(実績) 伊吹山テレビでの啓発 8回(実績) facebookや米原市公式ウェブサイトも適宜活用し、広く情報をリーチできるように努めた。	人権関係の週間・月間について広報チャンネルを効果的に活用して、市民への啓発につなげる。	米原市の広報システムは年代や地域によって偏りがみられ、複数の媒体を有機的に活用する必要がある。市民に啓発が届くように、工夫が必要である。
(1) 同和問題		● 部落差別の実態把握		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
インターネットモニタリング事業	インターネット上の人権差別について、実態把握や啓発を行う。	・人権総合センターが行う、人権侵害のモニタリングについて、市との連携や、差別書き込みへの対応フローチャートを作成した。 ・県人権センターのインターネット人権マスター講座の受講した。 ・課長補佐級研修の実施(2021年2月9日52人参加)内容:『インターネットにおける人権侵害について』	人権総合センターが行う、人権侵害のモニタリングについて必要に応じて、各課等と連携を行い、適切な削除要請につなげる。	インターネット上の差別書き込み等による人権侵害事象が深刻な社会問題になっている。各サイトの運用の規程に違反する差別書き込みについて、適切な削除要請を行う必要がある。
(1) 同和問題		● えせ同和行為の排除		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
広報等による啓発	えせ同和行為の排除に向けて、広報まいばら、伊吹山テレビ等を活用し、啓発を行う。	令和2年度は県内でのえせ同和行為における情報提供等はなかった。今後は、情報の収集に努めるとともに、必要に応じた啓発等を検討する。	ウェブ等を活用し、啓発を行う。また、県内での事案等の情報提供があれば、必要に応じ周知、啓発等を行い、被害防止に努める。	同和問題を口実に、高額な図書やDVDなどを売りつける「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植えつけるものであり、被害防止のための情報共有や啓発が必要となる。

	(2) 子どもの人権	●子どもの人権を守るための啓発		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
自立相談支援事業 (学習支援)	生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場など生活困窮者が社会とのつながりを実感できる地域社会の実現を図る。	令和2年度より、「子ども生活・学習支援事業」を社会福祉協議会に委託、コーディネーターを配置し、地域にある社会資源(子ども食堂、社協施設等)を活用しながら、子どもに応じたサービスを提供し、親子の養育支援を行うとともに、学校、子ども家庭相談室、スクールソーシャルワーカー、発達支援センター等と連携し、世帯として包括的な支援に取り組んだ。対象者は小学生から高校生を対象として実施。	子どもの社会性の育成も含めて、生活全体を包括的に支援することを目的に小学生のできるだけ早い段階から関わりを持つことで、子どもの自立に向けて支援していく。	貧困の連鎖の防止が喫緊の課題である。子どもの健全育成支援の強化を図り、次世代の人材育成、子どもの学力や進学率の向上、貧困による希望格差の解消につながるため、子育て支援部局、教育部局との連携、体制構築を図る必要がある。
こども家庭相談室相談事業	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	令和2年度実績 児童相談受付件数 322件。内、児童虐待相談件数132件。 相談員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	子ども家庭相談室常時開催 平日8:30~17:15 ※対象年齢:18歳未満	子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等複数の要因が絡み合っている複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。
米原市子ども条例の啓発	子どもの人格と人権を尊重し、子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合うまちを実現するため、子ども条例の啓発に努める。	子ども・子育て審議会や、教育講演会等を通じて、子どもの人権尊重について考える機会を提供し、子ども条例を生かした啓発に努めた。 子ども・子育て審議会の開催回数 令和2年度:2回(実績) PTA教育講演会 令和2年度:1回(実績)	子ども・子育て審議会や、教育講演会等を通じて、子どもの人権尊重について考える機会を提供し、子ども条例を生かした啓発に努める。 子ども・子育て審議会の開催回数 令和3年度:2回(目標) PTA教育講演会 令和3年度:1回(目標)	平成26年4月1日から、子育て支援についての基本理念や基本原則などを定めた子ども条例を施行している。大人と子どもは、基本的人権を尊重し、命を尊ぶとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。
あいさつ運動の実施	毎月1日を基準日として、市内115箇所であいさつ運動を実施し、子どもの安全確保を図るとともに、地域のコミュニケーションの活性化を図る。	あいさつ運動を年8回実施し、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強化を図った。 令和2年度実施回数:年間8回(実績)	あいさつ運動を年9回実施し、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強化を図る。 令和3年度実施回数:年間9回(目標)	あいさつ運動は、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人にあいさつや声かけを行う運動であり、子どもたちの安全確保や地域社会の連帯感を強めることができる。

	(2)子どもの人権	●就学前保育・教育		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児の発達・発育課題の有無の確認および療育健康管理の知識を提供することで、保護者が子どもの発達段階に応じた関わりを認識することができる。	緊急事態宣言に伴い、すべての乳幼児健康診査を一旦、中止または延期したが、その後、予防対策を取り、2歳6か月児歯科健診を除く4つの健診を再開することができ、年間延べ992人(91.3%)に乳幼児健診が実施できた。実施した結果、要医療児32人、要精査児93人のスクリーニングができ、必要な支援につながることができた。 【乳幼児健康診査受診率 実績】 4か月児健診:93.8%(271人) 10か月児健診:91.0%(122人) 1歳8か月児健診:90.2%(277人) 2歳6か月児歯科健診:72.7%(24人) 3歳6か月児健診:92.3%(298人)	乳幼児健康診査を実施し、児の異常の早期発見、児の成長発達や家庭での育児についての相談、支援を行う。 乳幼児健康診査の受診率:92%以上 要精査受診率:75%以上 【参考:令和2年度受診率】 平均乳幼児健診受診率:91.3%(922人/1,086人) 要精査受診率:72.0%(67人/93人)	絶えず乳幼児健康診査未受診者が一定数いるため、全員に発達の節目の健康診査や乳幼児の健やかな成長と発達を支援するための保健指導を行うことが難しい。 健康診査の結果、要精査対象となっても医療機関を受診しない人がおられる。そのため、乳幼児健康診査や要精査の未受診者に対しては、個別に連絡するなど受診勧奨を積極的に行うとともに、健康診査未受診者に対しては訪問等により保健指導ができるよう努める。 また、保健指導、栄養指導により肥満児を減らしていくことで、将来の生活習慣病発症の予防に努める。
障がい児通園事業	発達に心配がある就学前の乳幼児への早期療育と、その家族への支援を行う。	児童発達支援センターてらすにおいて、発達に心配がある就学前の乳幼児への早期療育と、その家族への支援を行いました。 令和2年度:2,320人(実績)	令和3年度:2,650人	合併以前から坂田郡広域事業として実施している。平成27年10月から、地域包括医療福祉センター内で実施。平成28年4月からは指定管理により運営している。
人権保育の推進に向けた取組	人権保育の推進・充実が図れるよう、園全体で組織的・計画的に取り組むを進めるとともに職員豊かな人間性と人権感覚を身につける。地域・学校など関係機関との連携を図る。	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めた。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努めた。また、職員間の連携、資質向上を図った。(こども理解、事例研究の実施) 令和2年度(実績) 職員人権研修 36回 滋賀県人権保育研究集会 DVD報告 滋賀県人権教育研究大会 中止 全人保(奈良)参加人数 中止 各中学校区との教育フォーラムの実施(1校区)	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努める。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努める。また、職員間の連携、資質向上を図る。(こども理解、事例研究の実施) 令和3年度(目標) 職員人権研修 36回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 5人 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)	子どもや家庭にかかわる関係機関が連携し、子どもの人権を守り子ども自身の人権感覚を育てよう取り組む。 米原・河南中学校区では県の「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」の指定を受け、保幼認小中高の連携のもと、子どもを取り巻く様々な課題解決に向けて取り組んでいる。20数年継続している事業であるが一つ一つの取組の目的を職員が共通理解し、取組む必要がある。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
保育参加、子育てに関する講演会、座談会	各園において、子ども・保護者、地域の実態に合わせた保育参加、親子活動、講演会および座談会等を実施する。	各園の実態に応じた事業を行い、保護者の参加を増やしていくとともに、参加できなかった保護者への事後の啓発に努めた。(保育参加、保護者講演会、座談会等の開催) 令和2年度(実績) 保育参加・講演会 13回 座談会等 0回	各園の実態に応じた事業を行い、保護者の参加を増やしていくとともに、参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の開催) 令和3年度(目標) 保育参加・講演会 15回 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から保育参加等の開催内容等の見直しを図り、目標値を設定。	子どもの人権を尊重し、子どもの育ち・子育てを支え合える保護者集団の育成を図る。 支援が必要な家庭ほど、園主催の研修会や保護者参加の行事に参加してもらいにくい現状がある。
(2)子どもの人権		●いじめや虐待防止等への取組の推進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめの防止等に関する施策の推進し、関係機関との協議調整等を行う。	いじめ問題対策連絡協議会を2回開催した(実績5月27日、12月15日) 情報交換を行い、各種団体の連携を図る。	いじめ問題対策連絡協議会を開催し、情報交換を行い、各種団体の連携を図る。(6月、11月開催予定)	平成26年度に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行したことをきっかけに、米原市いじめ問題対策連絡協議会が設置された。平成26年11月に第1回会議を開催し、平成27年5月に米原市いじめの防止等のための基本方針を策定した。
若者自立ルーム「あおぞら」事業	引きこもりやニート等の状態にある若者および家族を対象に相談や若者の就労および生活に係る自立支援等を行う。	あおぞら相談 月曜日～金曜日 平日9:00～17:00 ※対象年齢:15歳から39歳 あおぞら相談件数 1,365件(就労実現2件) 長年の引きこもりからの脱出や就労実現につながっており、今後も地道で丁寧な対応が必要。	あおぞら相談 月曜日～金曜日 平日9:00～17:00 ※対象年齢:15歳から39歳 米原市総合人権センター、庁舎の一室を会場として相談を実施するほか、アウトリーチによるきめ細かな対応を実施する。	米原市総合人権センター内で開設している若者自立ルーム「あおぞら」の相談体制の充実と青少年へ向けた情報発信に努め、中・高等学校との連携を深め、無職少年の現状を把握し、自立に向けた支援を実施する。
CAPプログラムによる人権教育	子どもの権利保護、虐待防止を目的に教職員、児童(小学5年生、5歳児)とその保護者を対象にCAPプログラム教育を実施する。	市内の小学5年生、5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。 令和2年度実績 教職員1回、保護者6回、子ども11回	市内の5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。	CAPプログラム(子どもへの暴力防止)は、子どもの人権意識を高め、いじめや誘拐、虐待、性暴力などのあらゆる暴力から自分を守る力を引き出す人権教育プログラムで、毎年対象児童や保護者が異なるため、継続的な取組が必要である。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
児童虐待防止推進月間等における広報等による啓発	11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、市内の量販店で街頭啓発を行い、虐待防止のチラシとオレンジリボンを配布する。また、広報紙を通して、市民に虐待の早期発見、早期通告を呼びかけ、虐待の未然防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発 中止 ・広報等に掲載 年3回 ・公共施設等へのポスター配布。 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年3回 ・公共施設等へのポスター配布。 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。 	広報、啓発活動を通して、市民に虐待の早期発見、早期通告を呼びかけ、虐待の未然防止の意識高揚に努める。
養育支援訪問事業(再掲)	育児不安を抱え、適切な養育の仕方に悩む未就園児を持つ保護者に対して、家庭相談員が家庭を訪問し、子どもの成長や個性に合わせた関わり方や叱らない子育てができるよう支援する。	子育て世代包括支援センター会議を実施し、子育ての支援方法等の検討や児童虐待の早期発見、未然防止に努めた。 実施回数 12回	月1回、子育て世代包括支援センターの子育て支援コーディネーターを中心に会議を開催して、支援方法等の検討、児童虐待の早期発見や未然防止に努める。	米原市では、健康づくり課の保健師による「乳児全戸訪問事業」、地域子育て支援センターの保育士による「未就園児家庭訪問事業」、こども家庭相談室の家庭相談員による「養育支援訪問事業」の3事業を実施し、毎月1回、乳幼児家庭訪問事業連携会議を開催し、養育環境上問題、課題のある家庭を把握し、支援の方向を確認している。
民生委員・児童委員への啓発	民生委員・児童委員の研修会で、虐待の早期発見、早期通告の周知徹底を行う。	民生員・児童委員の改選に伴う、サービス制度説明会で、児童虐待防止についての説明と協力依頼を行った。実施回数1回	各地域民児協で研修等を実施予定 実施目標:3回	民生委員・児童委員に対して、虐待の早期発見に努め、虐待を発見したり、疑いがあれば速やかに通告する義務があることや通告の仲介(市民と子ども家庭センターへの橋渡し)の役割があることを研修の機会に説明する。
子ども家庭支援ネットワーク事業	子どもを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会(子ども家庭支援ネットワーク)を設置し、彦根子ども家庭相談センターをはじめ、警察、学校、医療機関、また市役所内の保健、福祉をはじめとする担当部局が連携し、子どもの命を守るネットワークの強化に努める。	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時 相談員による相談や、各種会議の進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時	年々増加する児童虐待に関する相談の背景には、経済的な問題、社会的孤立の問題、親の精神疾患、子どもの発達の問題等複数の要因が絡み合っており、虐待に至るケースが増加している。子ども家庭支援ネットワークの情報共有を密にして、虐待の早期発見に努め、適切なアセスメントを行い、関係部署と連携し切れ目のない支援をすることが必要である。※平成17年度に設置

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
少年センター事業	青少年の非行防止・犯罪の未然防止のために少年補導委員や関係機関との連携の下、街頭補導、深夜パトロール、登下校指導、声掛け活動などを行う。	街頭補導、声掛け活動等 令和2年度:延べ143回実施	街頭補導、声掛け活動等 令和3年度:延べ180回実施(目標)	今後も市教育委員会、米原警察署、少年補導委員等と連携を図りながら、パトロールや啓発活動、補導活動などを行うことが必要。青少年の非行防止や再発防止等の健全育成に努めることで、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を高めることが大切である。
いじめ問題専門委員会(M-SIP)の開催	いじめ問題専門委員会による研修や助言を実施するとともに、いじめ対応や虐待対応の教職員研修も実施する。	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題専門委員会を年間8回開催し、専門委員会主催の研修会を1回開催した。 国および県における「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂を受け、「米原市いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂について協議した。 	専門委員会の開催回数 令和3年度:8回(目標) 専門委員会主催の研修会の実施回数 令和3年度:1回(目標)	平成25年度からM-SIP(米原ストップいじめプロジェクト)を開催し、いじめ対策について検討してきた。平成26年度に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例が施行されたことをきっかけに、米原市いじめ問題対策連絡協議会のワーキングチームとして米原市いじめ問題専門委員会を組織化した。
(2) 子どもの人権		●子育て支援サービスの充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
福祉医療費助成事業(乳幼児・児童生徒)	福祉医療費助成制度による医療費の助成を行い、対象者(世帯)の保健の向上と福祉の増進を図る。	乳幼児、児童生徒(小中学生)の保護者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行った。 (令和2年度実績) 対象者 乳幼児 1,871人 児童生徒 2,859人 助成額 乳幼児 51,942千円 児童生徒 56,054千円	乳幼児、児童生徒(小中学生)の保護者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行う。	児童生徒(小中学生)の通院による医療費の無料化を平成26年4月から実施し、安心して医療が受けられる制度を設け、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子どもが育ちやすい環境を整備してきました。
児童扶養手当等経費支給事業	児童の健やかな成長を願い、ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当の支給を行う。	ひとり親家庭等のしおりの配布などに併せて、広報による周知等に努めた。 99,844,970円(1,238件*支払件数) ※制度変更により支払月数が変更されている。	ひとり親家庭等のしおりの配布などに併せて、広報による周知等に努めた。 102,011,200円(令和3年度予算)	離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親に代わってその児童を養育している人、あるいは父または母が身体などに重度の障がいがある家庭の親に対して、子育て費用の一部を補うことで児童の健やかな成長を支援する。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
放課後児童クラブ事業	保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校の子ども達を対象に、授業終了後に安全・安心に遊び、過ごせる居場所を提供する。	放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努めた。 放課後児童クラブ開設箇所数 令和2年度 ・放課後児童クラブ9か所、15支援単位・月平均利用人数424人 ・民設放課後児童クラブ1か所、1支援単位月平均利用人数57人 米原小学校区の児童増加に伴い受入施設が不足することから、米原小学校グラウンド敷地内に新たな施設を建設ため設計をおこなった。	放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 放課後児童クラブ開設箇所数 令和3年度 10か所、16支援単位(目標) 米原小学校グラウンド敷地内に新たな放課後児童クラブ専用棟を建設します。また、同施設でクラブを運営する新たな受託者を選定します。	年々利用者数が増加傾向にあり、待機児童を出さないためにも利用者数の多いクラブについては、施設の改修など定員数の拡大を進め、受け皿の確保に努める必要がある。
児童手当経費支給事業	次代を担う児童の健やかな育ちを支援するため、子育て世帯に対し、子育てに係る費用の一部を児童手当として支給する。	児童を養育している支給対象となる世帯に対し、制度の周知等を行った。 令和2年度:延べ児童数54,358人(実績)	児童を養育している支給対象となる世帯に対し、制度の周知等を行う。 令和3年度:延べ児童数54,054人(目標)	児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をにこやかな児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に実施している。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人がそれぞれ会員登録し、相互援助に関する連絡・調整を行う。	令和2年度末登録会員:167人(実績) (実績、利用会員77人、サポート会員77、両方13人) 援助内容 学校の迎え(預かり付)、学童終了後の預かり(迎え付)等	令和3年度末登録会員:168人(目標)	登録会員を増加し、必要な時に子育ての援助を行える体制を整える必要がある。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況 16	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
園における子育て支援	保育所・幼稚園・認定こども園における子育て支援を行う。	送迎時の連絡や懇談会、家庭訪問やふれあい訪問を実施した。 園、家庭、地域との連携を図りながら、子育てに不安を抱えている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てが楽しいと感ずることができるような支援に取り組んだ。 子育て支援センターの併設の有無にかかわらず、各園での未就園児親子への子育て支援の充実に努めた。また、子育て支援センターと連携を図りながら支援を行った。 令和2年度(実績) 家庭訪問、訪宅の実施園 1園 懇談会の実施 5園 未就園児親子対象の園開放、親子活動の実施 4園 夏季休業中の園開放の延べ実施回数 12回	送迎時の連絡や懇談会、家庭訪問やふれあい訪問を実施する。 園、家庭、地域との連携を図りながら、子育てに不安を抱えている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てが楽しいと感ずることができるような支援に取り組む。 子育て支援センターの併設の有無にかかわらず、各園での未就園児親子への子育て支援の充実に努める。また、子育て支援センターと連携を図りながら支援する。 令和3年度(目標) 家庭訪問、訪宅の実施園 5園 懇談会の実施 5園 未就園児親子対象の園開放、親子活動の実施 5園 夏季休業中の園開放の延べ実施回数 12回	各園において、育児や仕事と子育ての両立等、子育てに不安を感じている保護者自身が、子育てに自信を持ち、子育てを楽しんでいると感ずることができるような支援に取り組んでいる。日頃の関わりや園行事等を実施する中で、在園児の保護者および未就園児親子との信頼関係を築きながら、将来を見通して子どもの成長に見通しが持てたり、子育てのヒントを得ることができるような支援につなげている。また、平成27年4月に告示された認定こども園教育・保育要領の中でも、園における子育て支援の必要性が明記されている。各園と地域子育て支援センターとの連携を密にししながら支援の充実に図ることが求められている。
地域の子育て支援(子育て支援センター事業)	地域子育て支援センターにおける子育て支援を行う。 ①保育室・園庭の開放 ②育児相談 ③交流事業 ④情報開示 ⑤子育てサークル等の育成・支援 ⑥訪宅活動等	子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援した。 子育て応援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施した。 子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上を図った。 令和2年度(実績) 研修会の実施 0回 園舎・園庭開放延べ参加人数 4,096人	子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援する。 子育て応援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施する。 子育て支援に関わる職員(保育所・幼稚園・認定こども園含む)の意識の向上を図る。 令和3年度(目標) 園舎・園庭開放延べ参加人数 4,000人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予約制と人数制限により開放を実施していることを踏まえ、目標値を設定。	少子化、核家族化が進む中、母親が子育ての悩み・負担を一人で抱え込んでいる家庭も多い。市内の4地域それぞれに地域子育て支援センターを開設していることで、支援センターを身近に感じ、利用する保護者も増えてきた。最近では低月齢児親子の利用が増加している。園に併設していることで在園児の姿を見て子どもの成長に見通しが持てたり、子育てのヒントを得ることができる。

	(2)子どもの人権	●子どもの相談体制の充実と周知		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
こども家庭相談室相談事業(再掲)	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	令和2年度実績 児童相談受付件数 322件。内、児童虐待相談件数132件。 相談員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	子ども家庭相談室常時開催 平日8:30～17:15 ※対象年齢:18歳未満	子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等複数の要因が絡み合っている複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。
	(2)子どもの人権	●子どもの安全を守るネットワークの強化		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
子ども家庭支援ネットワーク事業(再掲)	子どもを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会(子ども家庭支援ネットワーク)を設置し、彦根子ども家庭相談センターをはじめ、警察、学校、医療機関、また市役所内の保健、福祉をはじめとする担当部局が連携し、子どもの命を守るネットワークの強化に努める。	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時 相談員による相談や、各種会議の進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時	年々増加する児童虐待に関する相談の背景には、経済的な問題、社会的孤立の問題、親の精神疾患、子どもの発達の課題等複数の要因が絡み合っており、虐待に至るケースが増加している。子ども家庭支援ネットワークの情報共有を密にして、虐待の早期発見に努め、適切なアセスメントを行い、関係部署と連携し切れ目のない支援をすることが必要である。※平成17年度に設置
	(2)子どもの人権	●子どもの相談体制の充実と周知		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
ひとり親家庭等生活・学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図る	利用者 2人	新規利用者 実施事業者の確保	子どもの生活力向上を図ることで、子どもの未来の貧困を防ぐことを目的とする。 支援が必要な子どもについて、学校や支援機関と情報共有が必要。

●男女18等の意識づくり

(3) 女性の人権		●男女18等の意識づくり		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
男女共同参画審議会の開催	第3次米原市男女共同参画推進計画の進行管理および第4次推進計画の策定に向けた審議会の開催	男女共同参画審議会を年2回開催した。会議では次年度に改訂を行う、男女共同参画推進計画の市民アンケート等の協議および第3次推進計画の進行管理を行った。	第4次推進計画の策定を行うため、審議会を開催し協議を進める。	従来から男女共同参画推進計画の進行管理を行っていた男女共同参画懇話会を平成27年度末で廃止し、平成28年度から条例に基づく男女共同参画審議会において、第2次推進計画の進行管理を行うとともに、平成28年度中に第3次推進計画の策定を行った。
男女共同参画講演会	男女が生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラムを開催し、市民への啓発を行う。	男女共同参画センターと協働してハートフルフォーラムを行った。	引き続き男女共同参画センターと協働してハートフルフォーラムを行う。 ※項目を統合するため、男女共同参画センター事業の活用で記載することとする。	「女(ひと)と男(ひと)がともに認めあい互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」をテーマに、例年男女共同参画週間に合わせて、フォーラムを開催している。アンケート結果では肯定的な意見が多い半面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要である。
男女共同参画センターの活用	人権総合センターに併設されている男女共同参画センター事業の充実を図り、啓発を行う。	男女共同参画の推進のために、各種事業を実施し男女共同参画社会の理解を深め、地域社会、家庭、職場における男女のあり方を考えることができた。 男女共同参画講演会:2回開催(9月17日45人参加、11月28日45人参加) カウンセラーによる女性相談(延べ58人)	指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。 ※、男女共同参画講演会(年1回以上)、カウンセラーによる女性相談(年24回以上)	男女共同参画推進の拠点として、人権総合センター内に男女共同参画センターが併設されており、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営が行われている。各種講演会等の事業を実施し、より一層事業の充実が求められている。また、「こころの悩み相談室」事業を廃止し、センターを核とした女性相談業務の充実を図った。
広報等による啓発	広報紙や伊吹山テレビ等を活用し、各種週間等の啓発や男女共同参画推進のための標語の募集など啓発を行う。	性別による固定的な役割分担に捉われない社会を目指し啓発を行った。 男女共同参画週間:広報6月1日号で啓発、6/23~29伊吹山CATVで啓発、米原市公式ウェブサイトで啓発	「男女共同参画週間(6/23~29)」等について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、伊吹山テレビによる啓発1回以上行う。	「男性は仕事、女性は家庭」と考える性別役割分担意識が依然根強く現れており、各種啓発を実施することにより、固定的な役割分担意識の払拭に努める。

	(3) 女性の人権	●男女平等のための教育・学習		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
男女平等のための人権教育の推進	社会科を通じた男尊女卑の考えや、女性の地位向上の取組の歴史、男女雇用機会均等にかかる法整備や社会の取組についての学習を実施する。また、職場体験学習をとおして、女性の社会進出を促進する。	・新型コロナウイルス感染症の影響のため、中学校1校のみで実施。	・中学校2年生における職場体験学習を全中学校(6校)で実施予定。(新型コロナウイルス感染症の感染状況による)	全ての中学校において職場体験学習を実施しているが、保育園やこども園での学習を希望する生徒はまだまだ女子が多く、事前学習を社会科の学習と関連づけるなど系統立てた学習が必要である。
	(3) 女性の人権	●男女平等の社会づくり		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
男女共同参画市職員研修	男女共同参画に関する研修を実施し、他団体が実施する男女共同参画に関する事業へ積極的に参加する。	自らの働き方を見つめ直し、ワークライフバランスを正しく理解し、組織の活性化と男女ともに働きやすい環境を組織全体で創るため、男女共同参画・ワークライフバランス研修を実施した。 日時: 令和2年12月7日 参加人数: 24人 ※コロナ禍であるため会場を山東・米原・近江庁舎に分散し、オンラインによる研修を実施した。	令和3年度市職員ワークライフバランス推進研修(男女共同参画研修を含む。)を実施する。	女性と男性がお互いにその人権を尊重し、男女共同参画への理解を深めるため、研修会等に参加する。 ・男女共同参画市職員研修会 ・ワークライフバランス実践研修 ・各種男女共同参画事業への参加
審議会・協議会委員の選任	基本方針を設け附属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める努力義務を設ける。	各種審議会委員のうち女性が占める割合 R2年度実績 32.7% 委員総数 724人 うち女性委員 237人	各種審議会委員のうち女性が占める割合 R3年度目標 35%	<米原市附属機関等の設置および運営に関する基本方針> ・男女の構成割合は、一方の性が概ね定数の35%を下回らないように努める。 ・委員は公募により選任する(一部を除く)。
市職員の人事配置	男女を問わず、能力と適正に応じた管理職等への登用を積極的に行う。	市役所管理職における女性職員の割合 令和2年度実績: 20.2% 22人(女性管理職)/109人(管理職総数) 女性管理職の退職等により、管理職総数に占める割合が低下した。	市役所管理職における女性職員の割合 令和3年度実績: 21.6% 25人(女性管理職)/116人(管理職総数) (令和7年度目標: 30.0%)	米原市職員の主査から主幹への昇任について、平成27年度までは、昇任試験を実施していたが、平成28年度から新たな人事考課制度の評価によるものとした。今後、人事考課の適正な運用により公平性を確保していく必要がある。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況 20	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
特定事業主行動計画	米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を実施する。	米原市特定事業主行動計画の推進を図った。男性職員の育児休業の取得が可能な職員には、市長からメッセージ文を送るなど、男性の育児休業の取得を呼びかけた。男性職員の育児休業取得の割合 令和2年度実績 20.0%(1人) (※男性の育児休業取得率=当該年度中新規育児休業取得男性職員数/当該年度に子どもが生まれた男性職員) 令和2年度実績 1人	米原市特定事業主行動計画の推進を図る。 男性職員の育児休業取得率 令和3年度目標 20.0%	米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を行う。
あさ活・ゆう活	早出および遅出の時差出勤を奨励し、男女共同参画およびワークライフバランスを推進する。	6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間として、更なるワークライフバランスの推進と制度の定着を図る。 令和2年度実績 実施者99人 実施率33.9% (認定こども園等のシフト勤務の所属を除く。)	6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間として、更なるワークライフバランスの推進と制度の定着を図る。 令和3年度目標 実施率30% (認定こども園等のシフト勤務の所属を除く。)	勤務時間を変えることで生まれる時間を家庭や地域活動などに向き合う時間とすることで、充実した生活スタイル、働き方改革、ワークライフバランスの推進を図る。 時差出勤勤務制度は、実施が難しい所属がある。
女性人材バンク「なでしこネット」	市の施策や方針決定過程への女性参画の実現を目指し、女性人材バンクへの登録を呼びかけます。	令和2年度末登録者数:58人 令和2年度末委員登用数:22人	「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募る。 あわせて、登録者の登用を推進するため、審議会選任時に活用できるようPRを行う。 令和3年度末現在登録者60人(目標) 令和3年度なでしこネット活用5件(目標)	議会や附属機関等への女性参画はもとより、地域における女性役員の登用率において、まだまだ少ない傾向が見られるため、女性バンク登録者を増やし、女性の市政参画に努める。
女性自治会役員の選任	米原市各自治会の自治会役員(自治会長・自治会長代理)に女性を選任するよう啓発を行う。	各地域自治連絡協議会や自治会要望ヒアリングの場などを活用して、に女性役員登用に向けた啓発を行いました。 女性役員(自治会長、自治会長代理、会計)を登用した自治会数 自治会長 1人 自治会長代理 2人 会計 5人 計 8人(8自治会)	各地域自治連絡協議会や自治会要望ヒアリングの場などを活用して、に女性役員登用に向けた啓発を行う。 女性役員(自治会長、自治会長代理、会計)を登用する自治会数 令和3年度目標 9自治会	自治会役員への女性選任は、少ない状況にあり、自治会内における男女共同参画意識の醸成が必要である。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
女性消防団員の活動	市の消防団に女性消防団員の任命ができ、防火啓発等について活動願う。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種事業が中止となり、十分な啓発活動が実施できなかった。	年間を通じた防火啓発等を行い、女性の視点での活動を継続する。	消防団員が全国的に減少する中、女性の消防団員の加入が求められている。女性消防団員は地域に密着した存在であり、社会環境の変化に伴い、女性の能力を活かすことによる消防団の組織の活性化を図り、地域で男女共同参画を推進することが求められている。
(3) 女性の人権		●女性に対するあらゆる暴力の根絶		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
総合相談窓口の設置	女性の家庭生活や就労に関する「総合相談窓口」を設置し、女性が家庭と仕事の両立を図りながら安心して暮らせる環境作りを行う。	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みに寄り添いながら、きめ細やかに対応できる総合相談窓口の設置を行うことができた。 相談件数19件(来庁11件、電話8件、メール0件)	総合相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添いながら、人権政策課職員が一丸となって取り組む。	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みにきめ細やかに対応するために、平成27年度から相談員1名を配置し、関係機関等との連携に努めたが、平成29年度からは人権政策課職員で対応している。
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
DV相談窓口の設置	子を持つDV被害者から相談を受け、母子の生命の危険を回避できるよう、関係機関と連携を図りながら支援する。	相談対応: 随時 相談延べ件数: 令和2年度 29件	相談対応: 随時	DV男性の支配下におかれた状態で生活していると、DVを受けているという意識が低くなり、自己肯定感も薄れてしまうことが多い。母子の生命の危険を回避するために、関係機関と連携をとり、迅速な判断、支援が必要。
ひとり親家庭支援	母子父子自立支援員がひとり親の生活や就労等に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し安心して生活するための支援を行う。	相談対応: 随時 相談延べ件数: 令和2年度 716件	相談対応: 随時 母子父子自立支援員がひとり親の生活や就労等に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し安心して生活するための支援を行う。	近年、離婚後相談だけでなく、離婚前相談も増えている。母子家庭の母がひとりで子育てするためには、経済的な問題や就労についても時間の制約があり、なかなか思うような就労に結びつかないのが現状。また、離婚に至るまでの複雑な家庭環境が背景にあり、うつ等の精神疾患を患う方も多く支援が難しい。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
ひとり親家庭等の住宅支援対策	ひとり親家庭等の社会的弱者に対する空家の活用等について検討を行う。	まいばら空き家対策研究会と連携し、ひとり親家庭等による空き家対策利用について支援を行う。 令和2年度:実績なし	まいばら空き家対策研究会と連携し、ひとり親家庭等による空き家対策利用について支援を行う。	DV防止法に基づき、生活の場のない女性や、さまざまな暴力被害にあった女性を支援するため、シェルター確保のための空家活用について検討を行うとともに、ひとり親家庭等に対する支援を行うため、社会的弱者に優先的な取組ができないか検討を行う。
こども家庭相談室(再掲)	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	・子ども家庭相談室 令和2年度実績 児童相談受付件数 322件。内、児童虐待相談件数132件。 ・あおぞら あおぞら相談件数 1,365件 (就労実現2件)	子ども家庭相談室 平日8:30～17:15 ※対象年齢:18歳未満 あおぞら相談 平日:9:00～17:00 対象年齢:15歳から39歳	子どもから青少年・若者まで子どもと家庭に関わる様々な心配ごとについて家庭相談員が相談を受け、福祉、保健、教育、その他関係機関と連携して問題解決に向け役割分担や支援を行う。
(3) 女性の人権		●相談体制の充実と周知		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
相談しやすい体制づくり	米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針を遵守する。	相談しやすい体制を確保するため、人事担当に女性職員を配置し、職員組合に相談窓口となる組合員を配置した。	引き続き、相談しやすい体制を確保するため、人事担当に女性職員を配置し、職員組合に相談窓口となる組合員を配置する。	お互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。
女性のための相談ルーム「つくし」の周知	男女共同参画センターで実施している女性のための相談ルーム「つくし」を周知を行い、女性の相談しやすい環境を整える。	女性のための相談ルーム「つくし」 ・毎月広報まいばらに掲載を行った。 ・毎月伊吹山テレビ文字放送を行った。	女性のための相談ルーム「つくし」 広報まいばらへの掲載:計12回以上 伊吹山テレビ文字放送の放送:計12回以上	女性の中には生活の様々な場面で相談ができずに、自分で我慢をし抱えてしまうことがあり、それに対応する必要がある。

(3) 女性の人権		●ワーク・ライフ・バランスの推進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方を見つめ直し、職員のワークライフバランスの推進等により男女ともに働きやすい環境を組織全体でつくるとともに、性別にとらわれることなく能力や個性が十分に発揮できる組織づくりを推進する。	ワークライフバランス研修会を令和2年12月7日に実施した。コロナ禍であるため会場を山東・米原・近江庁舎に分散し、オンラインによる研修とした。 6月から10月までを時差出勤勤務制度および年次有給休暇取得の推進期間とし、ワークライフバランスの推進を図った。 ・ワークライフバランス研修会の開催 開催日: 令和2年12月7日 参加人数: 24人 ・時差出勤勤務実績 令和2年度実績 33.9% ・年次有給休暇の取得平均日数 令和2年実績 10.51日	自らの働き方を見つめ直し、男女ともに働きやすい環境を組織全体で創るため、ワークライフバランス研修を実施する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度および年次有給休暇取得の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の定着を図る。 ・ワークライフバランス研修会の開催 令和3年度目標 1回 ・時差出勤勤務実績 令和3年度目標 30% ・年次有給休暇の平均取得日数 令和3年目標 12日	時差出勤制度の定着とシフト勤務となっている部局では、実施が難しいところがあり、全体としてワークライフバランスをどのように深めていくかが課題である。
「仕事と生活の調和推進月間」のPR	滋賀県が11月に提唱している「仕事と生活の調和推進月間」を広報誌等を活用して周知する。	伊吹山テレビの文字放送で広報を行った。	広報誌や米原市公式ウェブサイト等を活用して広報を行う。	ワークライフバランスの推進は社会全体で広く啓発しながら進めていく必要がある。 市役所内各機関とも連携を行い、適切は啓発を継続して行う。
(4) 高齢者の人権		●安心ネットワークの構築		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
緊急通報システム事業の実施	一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対応するため、緊急通報端末装置を貸出し、緊急通報受信センターへの通報を行う。	一人暮らし等でシステム導入が必要な方に対して支援を行い、ケアマネ等の関係機関との連携を図る等、事業の円滑な推進に努力した。 ●R2年度新規登録者実績: 7人 (全登録者数: 78人)	事業実施要綱に基づき、緊急通報装置を必要とする人に貸出する。	当該事業は旧町時から、各町が実施している。高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者も増加が予想され、当該事業対象者数の増加が予想される。また当該機器の貸出しだけですべてが解決できるものではないため、地域による細やかな見守り体制の構築が必要と考えられる。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
配食サービス事業の実施	調理が困難(買い物も困難)な方に対し、安否確認と共に食事の提供を行う。	調理が困難な一人暮らし高齢者等に対し、食の確保と安否確認を目的にサービスの導入を図った。 ●R2年度登録者(利用者)数:71人 (配食実績数:延べ16,880回)	事業実施要綱に基づき、調理や食の確保が困難な方へ情報提供およびサービス導入を行うことで、日常生活の安心を提供していく。	当該事業は旧町時より、各町が実施している。高齢化の進展に伴い、当該事業対象者数の増加が予想される。なお、現在委託している事業者は、山東・伊吹地域については食事の製造場所の関係で朝食配達の対象外地域となっており、サービス面で課題がある。(事業対象外の人の民間サービスの廃止)
地域支え合い活動の推進	元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行う。	・地域支えあいセンターが関り、新たな取り組みにつながった件数:7件 内訳) 移動販売新規マッチング数:3件 他団体同士や企業等とのマッチング数:2件 居場所づくり支援(情報交換会):2回 ・地域圏域ごとの協議体の開催と市全域の協議体の開催 各地域圏域:8回開催 市全域:2回開催	・地域支えあいセンターが関り、新たな取り組みにつながる件数:9件 内訳) 移動販売新規マッチング数:3件 他団体同士や企業等とのマッチング数:3件 居場所づくり支援(情報交換会):3回 ・地域圏域ごとの各種団体の情報交換会の開催と市全域の協議体の開催 各地域圏域情報交換会:4回開催 市全域の協議体:1回開催	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手育成・発掘等の地域資源の開発やネットワークを構築するため、平成27年7月に地域支え合いセンターを設置し、ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターを配置した。コミュニティビジネスの創出やマッチングを進めていく。
	(4) 高齢者の人権	●認知症高齢者対策の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
予防対策事業	様々な認知症予防の一つに生活習慣病の予防があるのではないかと考えられている。そのため、特定健診や後期高齢者健診結果から健診データを基にリスクを抱えている個人に対し改善に向けた支援を行う。	新型コロナウイルス感染症流行に伴い、集団健診・結核レントゲン検診を延期した。また、積極的な受診勧奨や未受診者対策を実施しなかったため、受診率の低下につながった。 特定健診受診率 平成30年度実績:46.5% 令和元年度実績:49.6% 令和2年度実績:36.5% 高齢者の結核レントゲン検診受診者 平成30年度実績:1,939人(受診率16.7%) 令和元年度実績:2,243人(受診率20.0%) 令和2年度実績:1,800人(受診率15.9%)	特定健診受診率 令和元年度実績:49.6% 令和2年度実績:46.6% 令和3年度目標:56% 特定保健指導実施率 令和元年度実績:59.9% 令和2年度実績:54.1%(令和3年6月時点) 令和3年度目標:73.7% 認知症予防の健康教室を年12回実施する。	健診を経年的に受診することで、自身の血液データや生活を振り返ることができ、生活習慣病の発症予防・重症化予防につながる。しかし、特定健診、特定保健指導ともに目標を達成できていない。 重症化リスクの高い者への継続支援が十分ではないため、75歳以上も含めた継続的支援を行う。 結核レントゲン検診の受診率では、高齢者の認知症予防の評価として不適當と思われる。 認知症予防対策として、認知症のリスクの一つである糖尿病の罹患率が高い地域において、認知症予防の健康教室を行う。(一体的事業)

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
認知症対策推進事業	認知症の早期発見、迅速な対応ができるよう、認知症に対する正しい知識と理解を深め、相談体制・地域住民による見守り活動の支援の充実を図る。	令和2年実績 ・認知症サポーター養成講座を実施。(8回開催、143人養成) ・認知症初期集中支援チーム延べ対応訪問回数255回 ・認知症疾患医療センターと共催で市民公開講座の開催は中止 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業登録者19人、協力機関登録31事業所	・認知症サポーターが、認知症になっても参加し続けられる地域の居場所づくりを担ったり、ボランティア活動を行えるようチームアレンジの取り組みを推進していく。 令和2年実績 ・認知症に対する正しい知識を得て、偏見を持たず適切に関われる市民を増やすことを目的に、認知症サポーター養成講座を実施。(8回開催、143人養成) ・認知症初期集中支援チーム延べ対応訪問回数255回 ・認知症疾患医療センターと共催で市民公開講座の開催は中止 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業登録者19人、協力機関登録31事業所	認知症初期集中支援チームの配置、身近なところで相談できる場所の設置と認知症カフェの実施 認知症高齢者を早期発見・早期治療への支援やかかりつけ医につながるためのシステム構築が求められている。
(4) 高齢者の人権		●地域包括ケア対策の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
介護基盤整備・開設準備経費補助、人材育成	第7期介護保険事業計画に基づく補助事業による介護サービスの充実および介護職員の増加・定着等のため、研修奨励金事業を行う。	・令和2年度基盤整備数:看護小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施(令和3年4月1日開設) ・令和2年度開設準備経費補助数:看護小規模多機能型居宅介護施設を1箇所補助事業の実施(令和3年4月1日開設) ・人材育成:受講料助成者数 1人	・令和2年度基盤整備数:看護小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施 ・令和2年度開設準備経費補助数:看護小規模多機能型居宅介護施設を1か所補助事業の実施 ・令和2年度人材育成:受講料助成者数 介護職員初任者研修 2人 生活援助従事者研修 2人	介護保険事業計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、これまでに基盤整備に対する補助を行い、平成30年に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を開設し、第7期期間中には「看護小規模多機能型居宅介護」を整備したところであるため、第8期期間中は現状維持とする。また、増え続ける要介護認定者を支えるための介護人材は全国的に不足している状況である。
地域包括ケア体制の構築	高齢者の尊厳の保持と自立支援を実現するため、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター機能の充実と関係機関等との連携強化を図る。	・地域包括支援センター運営協議会を2回開催し、令和3年度からの地域包括支援センターの委託等体制整備について協議を行った。 ・米原市地域包括支援センターと米原近江地域包括支援センターの調整会議を2月に1回開催した。	・地域包括支援センター運営協議会を年2回開催し、地域課題の整理や、体制整備について検討を行う。 ・2か所の地域包括支援センターと基幹包括支援センターで調整会議を2月1回以上開催し、情報共有を行い連携強化を図る。	身近なところで相談と支援が受けられるよう平成28年4月に地域包括支援センターサブセンターをふくしま内に開設した。 今後の課題:地域包括ケアシステムの構築、地域包括支援センター将来構想の検討が必要である。

(4) 高齢者の人権		●高齢者の生きが活動・社会参加の促進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
老人クラブへの支援	老人クラブの活動に対する補助事業	<p>生きがいと健康づくり活動に取り組む市内老人クラブ連合会に対し、適切な補助金交付を行い、老人クラブの活動促進を推進した。</p> <p>●R3.4.1現在 22クラブ、会員数1,648人</p>	<p>生きがいと健康づくり活動に取り組む市内老人クラブの活動を支援するために一定の補助を行う。</p>	<p>当該事業は旧町時から、各町が実施している。老人クラブについては、比較的若い層の高齢者は就労されることも多く組織に加入されなかったり、連合組織等の役職のなり手がなく、連合組織から脱退されたり、ライフスタイルの多様化に伴う老人クラブの解散も増えてきており、組織維持が課題となっている。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月1日現在 100クラブ、会員数7,069人 ・平成26年4月1日現在 81クラブ、会員数5,868人 ・平成29年4月1日現在 65クラブ、会員数4,748人 ・令和2年4月1日現在 24クラブ、会員数1,802人
シルバー人材センターへの支援	県および市シルバー人材センターの事業運営に対する補助事業	<p>補助金交付要綱に基づき補助事業を実施し、生きがいづくりの中核団体として支援した。</p> <p>●R3年4月1日現在:会員数775人</p>	<p>補助金交付要綱に基づき補助事業を行い、定年退職などの高齢者への就労の提供、ボランティア活動による社会参加を図り、高齢者の生きがいのある生活の実現と地域福祉の向上の活動を支援する。</p>	<p>当該事業は旧町時から、各町が実施している。シルバー人材センターについては、順調に加入者・受注実績が増えてきている。しかし、国の補助金が大幅な減額となっており、市の補助金がないと運営が厳しい状況である。</p>
高齢者等居場所づくり事業	地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ支援、継続支援を行う。	R2年度新規団体立ち上げ数:3団体(伊吹・小田・日光寺)	R3年度新規団体の目標:5団体	<p>自治会ごとに高齢者等の居場所づくりと生活支援の仕組みづくりを進めるため、事業を実施するモデル地域に補助を行い、互助によるコミュニティの構築と地域活性化を図る取組を進める。今後は補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通して地域が取り組みやすい制度とする。</p>

	(4) 高齢者の人権	●誰もが暮らしやすいまちづくり		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
米原安心安全なまちづくり市民大会	安心安全な市民生活を考える機会として、交通事故防止および防犯の啓発を一体的に実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度米原安全安心なまちづくり大会は、中止した。	11月下旬頃に、令和3年度米原市安全安心なまちづくり大会を開催する。 参加目標人数150人 ※新型コロナウイルス対策による運用	平成26年度まで、交通安全と防犯の事業を別々に実施していたが、平成27年度から一体的に実施することとした。関係団体が多い中、有機的に連携を図って事業の実施効果を高めていけるよう、一体的な大会とした課題(表彰・発表・参加者)を踏まえた調整が必要である。
介護保険制度全般	第7期介護保険事業計画に基づく介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域密着型サービスの充実 ・看護小規模多機能型居宅介護施設が開設(令和3年4月開設) ◆サービスの質の確保・向上 ・地域密着型サービス事業所への実地指導(3事業所) ・居宅介護支援事業所への実地指導(2事業所) ◆介護給付適正化事業の推進 ・介護予防や重症化防止など各種予防事業、介護給付費の適正化に努めた。 ・介護サービス利用者に対し利用状況を確認していただくために「介護給付費のお知らせ」を年1回通知、併せて、居宅介護支援事業所に対してケアプランの内容確認を行い、適宜改善指導を実施した。 ・要介護認定調査員が事例検討や情報を共有するため、毎月1回会議を実施し、調査の適正化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービスの質の確保・向上 ・事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化を推進する。 ◆介護給付適正化事業の推進 ・介護予防や重症化防止など各種予防事業、介護給付費の適正化に努める。 ・介護サービス利用者に対し利用状況を確認していただくために「介護給付費のお知らせ」を年1回通知、併せて、居宅介護支援事業所に対してケアプランの内容確認を行い、適宜改善指導を実施する。 ・市民、事業所に対し介護保険制度等について理解を深めていただくため、出前講座等を実施し、学習する機会を提供する。 ・要介護認定調査員が事例検討や情報を共有するため、毎月1回会議を実施し、調査の適正化を図る。 	当市に限らず、全国的な高齢化に伴い要介護認定者の増加が著しく、そのことにより介護保険料が上昇し続けており、高齢者の負担感が増している。また制度改正が3年ごとにあり、近年は負担増となったり、利用に制限がかかる改正が多く、制度自体の安定性に課題がある。
介護用品助成事業	介護負担の軽減のため、在宅介護で使用する介護用品の経費の一部に対し、助成を行う。	介護用品の助成を必要とされる人(65歳以上の在宅で要介護1～5に該当する人)に対し、在宅介護で使用する介護用品の経費助成を行い、負担軽減を図った。 ※R2年度交付者数896人 (助成金額:20,683,644円) 令和3年度以降の事業内容について国から要件が示され、現行の事業内容の見直しを行った。	事業実施要綱に基づき、事業対象者に対し一定の補助を行う。	当事業は、旧町時代の制度を踏襲する形で実施されており、合併時と比べ、介護を取り巻く環境は大きく変化している。合併後10年が経過しており、適切な助成額の見直しおよび他市との均衡を鑑み、限りある財源の中で当事業を継続していくために、令和3年4月から助成額の変更を行う。 ※市民税非課税世帯に属する人が対象 要介護4・5 助成額4,000 要介護1・2・3 助成額2,000円

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
訪問理容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者に対し、訪問による理容サービスを実施して、清潔で快適な生活ができるよう支援する。	事業実施要項に基づき、サービスを提供し、対象者の生活水準維持に努めた。 ●R2年度実績 利用件数39件、対象者31人	事業実施要綱に基づく、事業を着実に実施する。	当該事業は(生理的に)頻繁に必要なものではなく、また、同居の家族の場合でも寝たきり高齢者に理容を行うことができるため、利用件数が少ない。また、市から業者に支払っているのは、出張料の1,000円のみなので、業者としても利益が少ないため、積極的な事業参入が見込めない。
高齢者等住宅除雪支援事業	自力で除雪が困難な高齢者世帯の人などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、除雪に対する経費の一部を助成する。	住宅の屋根等の除雪支援を必要とされる人(自力で除雪等が困難と認められる高齢者および障がい者世帯等)に対して、除雪経費の助成を行い、豪雪時の安全確保および不安解消を図った。 ●R2年度 2件	補助金交付要綱に基づき、申請のあった対象者に対し一定の補助を行う。	当事業は積雪が50cmを越え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った居住する建物の屋根、避難経路等の必要最低限の除雪に要した経費が対象となる。屋根の雪降ろしを伴わない避難経路のみの除雪の場合、対象外となるため、また昨今の暖冬の影響により当事業の補助対象となるケースは少ない。
バス乗車助成事業	市の公共交通(バスおよび登録制タクシー)の乗車券購入に対して助成を行う。	高齢者や障がい者の交通費の負担を軽減しました。 ・バス乗車助成(高齢者用定期券「小判手形」助成)利用延人数 R2:163人 ・バス乗車助成(回数券助成)利用実人員 R2:6人	・バス乗車助成(高齢者用定期券「小判手形」助成)利用延人数 H29:305人、H30:256人、R1実績:224人、R2:163人、R3目標:160人 ・バス乗車助成(回数券助成)利用実人員 H29:11人、H30:9人、R1:6人、R2:6人、R3目標:6人	高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、公共交通(市内を運行するバスおよびタクシー)の利用に係る経費の一部を助成している。
権利擁護・虐待防止の推進	高齢者が増加する中、様々な立場や状況にある高齢者の尊厳が守られる体制づくり、相談体制の充実、関係機関と連携した虐待防止の取組を推進する。	・広報にて高齢者、障がい者の虐待防止について掲載。 ・虐待防止ネットワーク会議を年2回開催	・高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進する。 ・ネットワーク会議の開催。(年2回開催)	通報や虐待を受けた本人からの相談や養護者への支援に関する指導・助言を実施し、虐待の早期発見、通報や相談に対して適切かつ迅速な対応ができるよう高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議での情報共有を図る。 平成27年7月に権利擁護センター(社協に委託)を開設した。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進	高齢者や障がいのある人が安心して出かけられる歩行空間の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 ・交通安全維持工事(区画線、グリーンベルト等の施工) ・市道(歩道)の改良工事の実施 板戸市場線(朝日地先)、顔戸八田羽織線(顔戸地先)、市場間田線(間田地先)近江長岡駅前広場(長岡地先) ・県道歩道未整備区間の要望(国道365号ほか) 	<p>今後も道路網整備計画等に基づき、バリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 ・道路改良計画時には、バリアフリー化を考慮した計画をする。 ・歩行者等への配慮に基づいた(特に通学路)道路整備を実施し、他機関(国、県)への要望に関しても同様とする。 	安全な移動を確保するため、国道、県道については関係機関に要望を行うとともに、市道については、米原市道路網整備計画に基づき、道路整備と併せて自転車歩行者道の整備を推進する。また、自転車歩行者道として整備した路線については、維持管理を行い、高齢者の方が安心して通行できるよう努める。
市営住宅等の適切な維持管理	市営住宅等の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じた耐震化補強等の補助を行う。	<p>通常の修繕と合わせて、陸屋根改良住宅の壁面シーリング打ち替えを実施し、雨漏れによる被害を低減させた。また、適正な維持管理のために随時修繕を行った。</p> <p>令和2年度修繕住宅戸数 25戸</p>	通常の修繕により、雨漏れ等による被害を低減し、快適な居住環境となるよう適切な維持管理を行う。	既存の市営住宅等をできるだけ長期に有効活用するように努めるとともに、老朽化に伴う建替え等の際には、将来にわたって維持管理しやすい住宅づくりを進め効率的、効果的な維持管理に努める必要がある。
(5)障がい者の人権		●障がいと障がいのある人への理解促進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
市職員研修の実施(障がい者差別解消法)	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障がい者差別解消法)に基づく取組を実施する。	<p>障がいをはじめとする、人々が持つ様々な違いを尊重するという心構えを学ぶとともに、多様な来庁者への対応方法について学ぶ職員研修を実施した。</p> <p>開催日 令和2年9月25日 参加人数 20人</p>	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する米原市職員対応要領の周知を図るとともに、職員研修会を開催する。	障がい者差別解消法が平成25年6月26日に公布、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、法に基づく施策を実施する必要がある。 ・職員研修会を実施(法の趣旨や取組事例)
ボランティア養成事業	手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催する。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手話奉仕員養成講座を中止しました。短期間の手話チャレンジ講座および音訳ボランティア養成講座を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 6人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 9人 ・音訳ボランティア講座入門編5人 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座(入門編 受講者数) 20人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 20人 ・公開講座を聴講する市職員数 10人 ・音訳ボランティア講座8ステップアップ編)10人 	平成17年度から、手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催している。受講生の確保、受講後の地域活動の継続、さらに手話奉仕員養成講座の講師不足が課題である。近年、市職員の講座の受講がなく、せめて公開講座は多くの職員に参加してもらえるよう周知を行う必要がある。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
権利擁護・虐待防止の推進	様々な立場や状況にある障がい者や高齢者の尊厳が守られる体制づくり、相談体制の充実、関係機関と連携した虐待防止の取組を推進する。	<p>30</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者や高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進する。 ネットワーク会議の開催。(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者や高齢者の虐待防止について理解を深め、発生防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進する。 ネットワーク会議の開催。(2回開催) 	通報や虐待を受けた本人からの相談や養護者への支援、事業所等に関する指導・助言を実施し、虐待の早期発見、適切かつ迅速な対応ができるよう高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議での情報共有を図る。平成27年7月に権利擁護センターを開設した。(くらし支援課)課内の障がい者虐待防止センターに、虐待対応のできる職員を複数配置する必要がある。
	(5)障がい者の人権	●社会参加の支援と雇用・就業の促進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
市職員における障がい者雇用対策	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を実施する。	<p>令和2年度</p> <p>法定雇用率2.5%</p> <p>米原市雇用率1.67%(R2.6.1現在)</p> <p>法定雇用率向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 正規職員 労務職採用試験実施 令和3年度から1人採用 会計年度任用職員 パートタイム採用試験実施 令和3年4月1日から週20時間勤務で2人採用(うち、1人を令和3年10月1日から週30時間に延長) 令和3年10月1日から週20時間勤務で2人採用 	<p>令和3年度</p> <p>法定雇用率2.6%</p> <p>米原市実雇用率2.25%(R3.6.1現在)</p> <p>法定雇用率向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 正規職員 行政職採用試験(1人程度募集) 会計年度任用職員 現在任用しているパートタイム職員の勤務時間延長を基本としながら、新たな採用についても検討する。 	今後も障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職員構成等も勘案し、法定雇用率以上の雇用を目指す。
社会参加支援事業	自動車燃料費等助成、自動車改造・運転免許取得費用の助成	自動車燃料費やタクシーの助成、自動車改造(介護者運転)の助成を行なった。 自動車燃料費等助成 利用者数 令和2年度:348人(実績) 自動車改造助成 利用者数 令和2年度:1人(実績)	自動車燃料費等助成 利用者数 令和3年度:350人(目標) 自動車改造・運転免許取得費用助成 利用者数 令和3年度:2人(目標)	市単独事業である重度心身障がい者(児)自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業は、平成17年4月から行っている。
発達障がい支援事業	発達障がい児やその家族の支援を行う。	サマースクールを開催し、創作的活動や機能訓練等を行った。 令和2年度:6回	令和3年度:8回(目標)	障がいのある子どもたちの心身の健康増進と精神的安定を図ることを目的に、NPO法人に委託しサマースクールを開催し、創作的活動や機能訓練等を行う。
企業への障がい者雇用の促進	企業訪問実施時に障がい者雇用の促進を図る。	障がい者の人権について記載されたチラシを企業訪問時に配布した。	企業訪問の際に本人の適正と能力以外で採用の可否を判断してないか調査し、必要に応じて、啓発を行う。	同和問題をはじめとする職場のあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへのために関係機関と連携して啓発が必要。

	(5)障がい者の人権	●保健・医療と生活支援の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
福祉医療費助成事業(重度心身障がい者および心身障がい者)	福祉医療費助成制度による医療費の助成を行い、対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者および心身障がい者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行った。 ・令和元年8月より、身体障害者手帳3級所有者に福祉医療所制度を拡充した。(令和2年度実績) 対象者 重度心身障がい者 601人 心身障がい者 284人 助成額 重度心身障がい者 85,527千円 心身障がい者 11,745千円	重度心身障がい者および心身障がい者に対し、新規受付、更新手続きにより受給券交付を行い、助成対象者に医療費の助成を行う。	福祉医療費助成制度により、安心して医療が受けられる体制を整えてきました。
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
医療保健体制整備事業	市民の安心を保障するため医療機関や関係機関等との連携を図り、円滑な医療・保健体制整備を今後も引き続き行うため、医療体制整備に必要な支援を行う。	医療機関や関係機関等との連携を図り、円滑な医療・保健体制整備、適正受診に向けた啓発を行う。 (令和元年度実績) ・長浜米原休日急患診療所:76日開設、4,543人利用(内米原市1,141人)	医療機関や関係機関等との連携を図り、円滑な医療・保健体制整備、適正受診に向けた啓発を行う。 (令和元年度実績) ・長浜米原休日急患診療所:76日開設、4,543人利用(内米原市1,141人)	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜米原休日急患診療所の開設により、休日に医療を必要とする者に対し、応急的な処置を行い、市民の健康を保持する。 ・市立長浜病院・長浜赤十字病院の輪番制により、二次救急医療機関として医師を確保し、夜間と休日の医療の提供を図る。 ・高齢社会に向け公衆衛生、在宅医療等に関する需要に的確に対応することができるよう、湖北医師会、湖北歯科医師会と協力し、保健活動を円滑に推進する。
保健センター管理事業	各保健センターにおいて、保健事業の活用を行う。	4月中旬の緊急事態宣言に伴い、すべての乳幼児健康診査を一旦中止または延期したが、その後、予防対策を取り2歳6か月児歯科健診を除く4つの健診について再開し、年間46回延べ1,254人の健康診査を実施。育児相談も一旦中止していたが、8月より月2回で再開し、年間16回延べ153人に育児相談を実施。その他、各保健センターで発達相談や母子や成人の個別支援を実施。	乳幼児健康診査や育児相談など今まで保健センターで行っていた保健事業を別施設で行い、現在優先的に進める必要のある新型コロナウイルスワクチン接種を保健センターで行うことで、市民が安心・安全な生活を送れるよう努める。	各保健センターにおいて、各種健診・健康教育等の保健事業を行う。住民健康診査や乳幼児健診等の場として、また市民の自主的な健康づくりの場として、市民に利用されている。(米原げんきステーション、伊吹健康プラザ愛らんど、山東健康福祉センター、近江保健センター)
自立支援給付事業	更生医療、育成医療、介護給付費、補装具等の給付を行う。	医療費の軽減により疾病の早期治療が可能となり、障がいの軽減を図ることができました。 令和2年度実績:更生医療169件、育成医療27件、補装具87件	障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者総合支援法に基づき、障がいの軽減につながる医療費の公費負担を実施する。	障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者総合支援法に基づき、障がいの軽減につながる医療費の公費負担を実施している。給付費の伸びが大きく、ニーズに対応する財源確保が課題である。

●安心し32暮らせるまちづくり

(5)障がい者の人権				
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
要配慮者の支援体制整備	地域防災計画の修正を行う中で、障がい者を含めた要配慮者の支援体制について、国の指針等に基づき点検を行う。	避難確保計画義務化施設72施設のうち、60施設で避難確保計画を作成した。	避難確保計画義務化施設、全施設の計画作成を推進する。	災害時における要配慮者の避難行動の支援体制が不十分であり、くらし支援課や関係者が連携して体制整備を進めていく必要がある。
相談体制の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体障がいや知的障がい者からの日常的な相談に応じたり、必要な助言・指導を行います。相談支援事業所において、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行います。	身体障害者相談員、知的障害者相談員、また相談支援事業所の相談支援専門員による相談事業を行いました。 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	障害者相談員および相談支援専門員の確保が難しくなっている。相談の質の向上および湖北圏域に設置された基幹相談支援センター等関係機関との連携の強化が求められる。
意思疎通支援事業	視覚や聴覚に障がいがある人のために、音の広報発行事業、意思疎通支援事業を行う。	視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しました。 手話言語条例に基づき、各種事業を行いました。 令和2年度実績 手話通訳者派遣：276回、要約筆記者派遣：3回 音の広報発行20回(市広報：16回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催(計6回)	令和3年度目標 手話通訳者派遣：250回、要約筆記者派遣：10回 音の広報発行18回(市広報：14回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催(計6回)	視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。音訳ボランティア、手話通訳者・要約筆記者を増やすことが課題である。 平成30年4月施行の「手と手をつなぐ米原市手話言語条例」に基づき、手話やろう者に対する理解を広め、手話を言語として使用し安心して生活できるよう各種事業を行う。手話施策推進会議において、施策の検証・検討を行う。
地域生活支援事業	日中一時事業、移動支援事業を行い、障がい者の地域における生活を支援する。	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減のため一時的な見守り支援を行いました。また、地域における自立生活および社会参加のための外出時の移動を支援しました。 日中一時事業の利用者 令和2年度：54人(実績) 移動支援事業の利用者 令和2年度：102人(実績)	日中一時事業の利用者 令和3年度目標：60人 移動支援事業の利用者 令和3年度目標：100人	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減のため一時的な見守り支援を行う。また、地域における自立生活および社会参加のための外出時の移動を支援する。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
障がい者配食サービス事業	在宅障がい者の生活を支援するため、配食サービスを実施する。	在宅のひとり暮らしの障がい者および障がい者世帯の方に対し、配食サービスを実施しました。 令和2年度:8人(実績)	令和3年度:9人(目標)	在宅のひとり暮らしの障がい者および障がい者世帯の方に対し、配食サービスを実施している。
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
道路網整備計画に基づくバリアフリー化の促進(再掲)	高齢者や障がいのある人が安心して出かけられる歩行空間の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 交通安全維持工事(区画線、グリーンベルト等の施工) 市道(歩道)の改良工事の実施 板戸市場線(朝日地先)、顔戸八田羽織線(顔戸地先)、市場間田線(間田地先)近江長岡駅前広場(長岡地先) 県道歩道未整備区間の要望(国道366号ほか) 	<p>今後も道路網整備計画等に基づき、バリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域の市道等の舗装補修、小規模修繕等 道路改良計画時には、バリアフリー化を考慮した計画をする。 歩行者等への配慮に基づいた(特に通学路)道路整備を実施し、他機関(国、県)への要望に関しても同様とする。 	安全な移動を確保するため、国道、県道については関係機関に要望を行うとともに、市道については、米原市道路網整備計画に基づき、道路整備と併せて自転車歩行者道の整備を推進する。また、自転車歩行者道として整備した路線については、維持管理を行い、障がいのある方が安心して通行できるよう努める。
市営住宅等の適切な維持管理(再掲)	市営住宅等の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じた耐震化補強等の補助を行う。	<p>通常の修繕と合わせて、陸屋根改良住宅の壁面シーリング打ち替えを実施し、雨漏れによる被害を低減させた。また、適正な維持管理のために随時修繕を行った。</p> <p>令和2年度修繕住宅戸数 25戸</p>	通常の修繕により、雨漏れ等による被害を低減し、快適な居住環境となるよう適切な維持管理を行う。	既存の市営住宅等をできるだけ長期に有効活用するように努めるとともに、老朽化に伴う建替え等の際には、将来にわたって維持管理しやすい住宅づくりを進め効率的、効果的な維持管理に努める必要がある。
福祉教育の推進	総合的な学習の時間による福祉学習、自校の障がいのある児童生徒への学習支援、障がい児理解教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校12校において参加体験型の福祉体験学習を実施した。(3校は新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず) 	<p>参加体験型の取組をすべての学校(15校)で実施する。</p> <p>小中学校における福祉体験学習の実施状況 令和3年度:15校で実施(目標)</p>	特別支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、教員やサポーターの増員が必要である。また、特別支援学級の児童生徒が学校で安心して学べる環境の確保や他の生徒の理解を高める学習の充実が必要である。
障がい者差別の解消	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)および平成31年度から施行された「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がい者を理由とする差別の解消を推進する。	米原市障がい者計画等審議会において障がい者を理由とする差別の解消の推進に関することについて協議を行いました。協議回数:1回(実績)	米原市障がい者計画等審議会において障がい者を理由とする差別の解消の推進に関することについて協議を行いました。協議回数:1回(目標)	障害者差別解消支援地域協議会の早期設置に向けて、協議会のあり方について検討を進める。 地域アドボケーターが円滑に業務を遂行できるよう、長浜市や長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携し、相談支援のあり方、アドボケーターの活動支援などについて検討を行う。

(5)障がい者の人権		●相談体制の充実と周知		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
相談体制の充実(再掲)	身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体障がいや知的障がい者からの日常的な相談に応じたり、必要な助言・指導を行います。相談支援事業所において、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行います。	身体障害者相談員、知的障害者相談員、また相談支援事業所の相談支援専門員による相談事業を行いました。 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	障害者相談員および相談支援専門員の確保が難しくなっている。 相談の質の向上および湖北圏域に設置された基幹相談支援センター等関係機関との連携の強化が求められる。
(5)障がい者の人権		●人権教育・人権啓発の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
意思疎通支援事業(再掲)	小中学校において、聴覚障がい者に対する理解や手話に関する啓発講座を行う。生涯学習課の出前講座を通じて、成人向けに障がい者理解や手話に関する啓発講座を行う。	障がい当事者の話を聞くとともに、手話でコミュニケーションする機会を設けることにより、手話やろう者に対する理解が深まった。 手話の体験学習(出前講座)10回 手話のイベントの開催 1回(社会福祉大会第4分科会) 伊吹山テレビで啓発番組「ワンポイント手話」の放映。4回	手話の体験学習(出前講座)15回 手話のイベントの開催 1回 伊吹山テレビで啓発番組「ワンポイント手話」の放映。4回	市内に手話通訳や手話指導の有資格者ががわずかであるため、事業の担い手不足のため、一部の市民に負担が集中している。 事業の新たな担い手を養成するとともに、継続可能な事業の進め方を検討する。
障がい者の人権の人権教育・人権啓発の実施	障がい者に対する偏見や差別をなくしていくために、人権教育・人権啓発を行う。	言語障がいをもつ方のコミュニケーション補助として、コミュニケーションボードの作成について検討を行った。	社会福祉課と適宜連携し、障がい者の人権について啓発を行う。 出前講座等で人権について講座を行うときは、障がい者の人権についての内容を扱い啓発に努める。	障がい者の人権に関して近年、法律や条例が制定されており、それらの周知し、対応した社会とするため、認知度を高めていく必要がある。
(6)外国人の人権		●外国籍市民への生活支援		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
外国語通訳設置	市役所各庁舎に外国語通訳を設置し、窓口での通訳業務やごみカレンダー、各種手続きの翻訳等を行う。	通訳、翻訳等の相談業務を実施し、外国籍市民への行政サービスの向上に努めた。 令和2年度:2779件(通訳288件、電話相談1812件、翻訳679件) ※通訳と電話相談については種別カウントをしている。	令和3年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 ポケトークを活用した、多言語対応が可能となるワンストップ相談窓口を引き続き開設する。	現在ポルトガル語および中国語の通訳、翻訳等を行っているが、その他の言語(少数言語を含め)への対応が課題である。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
外国語版広報の発行	広報まいばらの記事を翻訳し、外国語版として発行する。	毎月1回広報外国語版(ポルトガル語・中国語)の発行とホームページへの掲載を行い、外国籍従業員のいる事業所等に配布し、市の情報を提供することができた。	令和3年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 令和2年度:毎月1回広報を発行(目標)	外国語版広報はポルトガル語と中国語の2言語のみの対応であり、少数言語等への対応が課題である。
外国語版絆バトンの作成	外国語版絆ボタンとして、外国語医療問診票や簡単な健康などに関する会話集を作成し、配付する。	令和2年度配付本数:0本	各庁舎の窓口や、NPO法人米原市多文化共生協会に配布を依頼し、緊急時における外国人の意思疎通が円滑化を図る。近年、活用が進んでいないため、高齢福祉課等と連携して活用方法を検討する必要がある。	平成24年度にポルトガル語200本、中国語200本、英語100本を作成し、日本語教室の参加者等に配付しているが、在庫が少なくなっている。
外国籍市民緊急指しカードの作成	外国籍市民に対し、緊急時に必要な指しカード(セーフティーカード)と説明書を配付する。	令和2年度配付本数:0本	各庁舎の窓口や、NPO法人米原市多文化共生協会に配布を依頼し、緊急時における外国人の意思疎通が円滑化を図る。近年、活用が進んでいないため、市民保険課等と連携して活用方法を検討する必要がある。	平成24年度にポルトガル語400枚、中国語400本、英語200枚を作成し、日本語教室の参加者等に配布を行っている。
外国語による防災情報の提供	災害等発生時における必要な情報の伝達等に努める。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市の防災訓練については連携を行わなかった。	NPO法人米原市多文化共生協会と行政関係機関とが連携し、外国籍市民の防災意識の向上に努められるよう、適宜啓発を行う。	平時においては外国語版防災マップの配布により防災への意識を高めていただく。災害時等には日本語がわからない外国籍市民への情報伝達をどのように行うかが課題であり、英語版の防災マップについても検討が必要である。
日本語教室の開催	市と米原市多文化共生協会が連携し、市内のボランティアを募集し、外国籍市民に日本語を学習する場を提供する。	外国籍市民等を対象に、ボランティアの協力を得て、日本語の学習講座(週1回2時間程度)を米原および山東会場で31回開催し、日本語学習の機会を提供し、日常生活の一助とすることができた。 延べ154人の参加 日本語教室ボランティア登録人数:17人	令和3年度もNPO法人米原市多文化共生協会において事業委託を行う。 ※新型コロナウイルス感染症防止の観点から実施については十分な対策を講じて開催する。	平成24年度から多文化共生協会のボランティアを中心に教室を実施しており、受講者拡大を図っている。ボランティア登録数が少ない傾向にあり、運営方法を検討する必要がある。
地域防災への参加促進	外国籍市民に対して、災害時に対応できる支援体制の構築を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、規模を縮小し、職員を対象とした総合防災訓練を実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、規模を縮小し、10月下旬に総合防災訓練を開催する。	外国人住民の防災に対する認識は文化や出身地域等によって異なる。外国籍市民の言語や文化に日ごろから配慮するとともに、災害時に備えて、適切な情報提供や防災意識の向上を図る必要がある。

(6)外国人の人権		●ボラ36ニア等の育成		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
通訳ボランティア等の募集	市と米原市多文化共生協会が連携し、通訳ボランティア等の募集、登録を行う。	令和2年度末登録者:17人 日本語教室等で協力を得ることができた。	令和3年度も米原市多文化共生協会において募集、登録増に努める。	米原市多文化共生協会と連携し日本語教室を開催しているが、ボランティア登録が少なく、今後の課題となっている。
(6)外国人の人権		●多文化共生意識の醸成		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
多文化共生イベント等の実施	市と米原市多文化共生協会が連携し、外国籍市民との食文化交流やイベントを開催する。	次の事業を開催し、外国籍市民と日本人がふれあう機会を提供することができた。 事業数6 9月30日:多文化共生の地域づくり講演会(75人) 10月7日~16日:カリダ先生の英会話教室(全6回開催参加者6人) 9月12日~11月28日:英会話にチャレンジ児童教室(全20回参加者5人) 11月7日:防災教室開催(参加者15人) 12月12日:ブラジルの家庭料理体験教室(参加者21人) 2月27日:日本語学習交流会(参加者23人)	※コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、状況を見ながら適宜計画を立てて事業の実施を行っていく。	平成23年度に多文化共生協会が設立されて以降、活動が行われており、ボランティアなど市民団体の育成が今後の課題であり、市内の学校や企業などと連携も必要である。
広報紙等によるやパンフレット、講演会の開催による啓発	広報紙やパンフレットの作成・配布、多文化共生講演会の開催により、啓発を行う。	6月15日・3月15日に協会広報誌を各1,500枚発行し、市内各自治会にて回覧いただいた。 ホームページ、フェイスブック、協働滋賀ネットへ事業の案内等を掲載した。	広報紙や講演会の開催により啓発活動を実施する。 広報誌は、年2回以上発行し、電子媒体等でも情報提供を行う。	米原市人権教育推進協議会等と連携しながら、市民を巻き込んだ人権教育・啓発を実践する必要がある。
国際交流推進事業	国際理解を深めるため、広報紙等による啓発を行う。	・ニュージーランドホッケーチームの事前合宿はコロナ対策に伴う厳格な規定により断念することとなった。 ・長引くコロナ禍の影響で国際交流の新たなあり方を模索中である。	・東京オリパラに向けてホストタウンであるニュージーランドに関する情報収集を行う。 ・コロナ禍における国際交流のあり方について他市の優良事例等を調べる。 ※広報については県等からの依頼により実施しているため数値目標にしない。	・コロナ禍における国際交流のあり方について検討が必要

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
多文化共生教育の推進	外国語活動などによる自国以外の言語や文化への理解の推進および外国人を招いての学習機会の設定、自校外国籍児童生徒の学習支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ALT・MGTを通じた外国語活動・英語学習を計画的に進めることができた。 中学校:外国語 各学年140時間 小学校5,6年:外国語活動 35時間 小学校1~4学年:外国語活動 10時間 外国籍児童生徒に向けて、日本語指導支援員を配置した。 	ALT・MGTを通じた外国語活動・英語学習を中心に、多文化にふれる機会を増やす。夏季休業中に、市内の子どもを対象とした英会話教室を開催し、外国語や外国文化に触れる機会とする。外国籍児童生徒に向けて、日本語指導支援員を配置する。	ALT・MGTと連携した外国語活動や英語の学習を通して進めているが、語学の学習にとどまり、文化の学習まではなかなか進まない。一部の学校では大勢の外国人を招いての学習を進めているが、市内全域には広がっていない。オールドカマーに対する差別や偏見の解消に向けた教育を行っている。
(6)外国人の人権		●災害時の情報提供		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
多文化共生協会との連携による情報提供	災害時に必要な情報を多言語で提供を行う。「やさしい日本語」等を用いて、情報提供を行う。	特別定額給付金の申請書の記載方法などを翻訳し、迅速な給付につなげた。庁舎内において、翻訳の依頼ルールを整備し、合わせて「やさしい日本語」の活用を呼びかけた。	引き続き多文化共生協会と連携して、災害時に必要な情報を多言語で資料作成し広報を行う。	災害時に間違った情報により、危険な状況に陥らないように、適切な情報を提供する必要がある。
(6)外国人の人権		●外国籍市民の子どもの教育の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
日本語教室の開催(再掲)	市と米原市多文化共生協会が連携し、市内のボランティアを募集し、外国籍市民に日本語を学習する場を提供する。	外国籍市民等を対象に、ボランティアの協力を得て、日本語の学習講座(週1回2時間程度)を米原および山東会場で31回開催し、日本語学習の機会を提供し、日常生活の一助とすることができた。延べ154人の参加 日本語教室ボランティア登録人数:17人	令和3年度もNPO法人米原市多文化共生協会において事業委託を行う。 ※コロナウイルス感染症防止の観点から実施については十分な対策を講じて開催する。	平成24年度から多文化共生協会のボランティアを中心に教室を実施しており、受講者拡大を図っている。ボランティア登録数が少ない傾向にあり、運営方法を検討する必要がある。
(6)外国人の人権		●多文化共生推進プランの策定		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
多文化共生推進プランの策定	多文化共生推進プランの策定について検討を行う。	庁舎内の課題について取りまとめた。人権尊重もまちづくり審議会では計画の策定について検討を行った。	生活者としての外国籍市民の課題について把握するため、インタビュー調査を進める。	多様性の推進に当たっては、男女共同参画推進計画と項目の重なりがあることから、多文化共生の単独の計画が適切であるか検討をする必要がある。

(7)生活困難者の人権		●生活保護受給者の自立支援		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
生活保護事業	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施する。	生活保護世帯数 令和2年度:136世帯 稼働能力のある生活保護受給者14人に対して就労支援を行い、1人を就労につなげることができた。	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、自立生活に向けた支援を実施していく。	高齢者世帯や不安定雇用労働者の増加により、生活保護受給者の増加が見込まれる。
(7)生活困難者の人権		●生活困窮者の自立支援		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
自立相談支援事業 (就労支援)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、緊急に支援が必要な場合など、生活困窮者の状況に応じて臨機応変に支援を行う。	生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援していく。 令和2年度実績 困窮者対応相談件数 68件 生活保護に繋いだケース 9件	生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援していく。	就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である人への早期発見早期支援が必要である。
(7)生活困難者の人権		●生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の確立		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
自立相談支援事業 (相談体制の確立)	生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場など生活困窮者が社会とつながりを実感できる地域社会の実現を図る。	生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的および継続的に相談支援を行うために、相談支援包括化推進員や各関係機関とのネットワークの構築および連携を行い支援を実施した。	生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的および継続的に相談支援を行うために、相談支援包括化推進員や各関係機関とのネットワークの構築および連携を行い、支援を実施していく。 令和3年度は、出口支援に向けて取組む。	生活困窮者の課題は多用で複合的である。制度の狭間に陥らないよう、広く受け止め、就労の問題、心身の不調、家計の問題などの多様な問題に対応できるよう地域のネットワークを構築する。
(8)その他様々な人権		●HIV感染者等に対する啓発		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
HIV感染者等に対する啓発	パンフレットの設置、ポスター掲示等	パンフレットの設置、ポスター掲示等を行い、正しい知識の普及と啓発に努めた。	パンフレットの設置、ポスター掲示等を行い、正しい知識の普及と啓発に努める。	問い合わせがあれば、保健所での血液検査の受診を勧奨する。
エイズ・性感染症教育の実施	小学校保健科、中学校保健体育科における科学的な知識指導と、感染者差別の防止教育を実施する。	エイズ、性感染症予防に関する学習が中学校は全6中学校、小学校は4校で実施され、児童生徒の発達段階に応じた指導が実施されている。	引き続き、小学校保健科、中学校保健体育科の時間を中心に、各校の実情に応じた指導を行う。	以前よりもエイズやHIVが話題になることが少なくなったが、HIVやその他感染症患者に対する差別を防止するため、正しい知識を伝えていく必要がある。

(8)その他様々な人権		●セクシュアル・マイノリティの人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
性的マイノリティについての教育の推進	文部科学省からの通知の周知・徹底をおこない、性的マイノリティの可能性のある児童生徒の支援についてのケース会議を実施する。	・市内中学校6校において、性の多様性に関わる内容の学習を実施した。	全体に向けては、「いろんな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会を捉えて発信する。LGBTQに配慮した学習環境を目指し、教職員研修に取り組み、人権学習・道徳の授業等の機会を利用して児童・生徒の適切な理解に努める。	米原市の小中学校においても、性同一性障害の児童生徒が在籍することが十分にあり得る。人権教育のテーマなどとして、児童生徒に身近な課題としてとらえさせ、考えさせる必要がある。
性的マイノリティの啓発	性的マイノリティについて正しい知識のもとに理解が得られるように啓発を行う。	人権施策基本方針の概要版を作成し、性の多様性について考えるケーススタディを掲載し、活用できるようにした。	広報誌等を活用して、性的マイノリティについて啓発を行う。	性的マイノリティは一定数おられる。正しい知識のもと、共生できるように教育と啓発を行う必要がある。
(8)その他様々な人権		●刑余者の人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
社会を明るくする運動の実施	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。	7月の強調月間に合わせて運動の実施をした。 参加者への運動の周知や啓発等、関係機関の参加協力のもと、運動の展開を行った。 令和2年度実績 ・推進委員会会議:1回13人 ・街頭活動等:8回26人 ・講演会等:0回0人 ・非行防止教室等:1回1人 ・各種行事等:1回7人 ・CM動画等放送回数:0回	新型コロナウイルスの影響のため、駅前・大型量販店前での街頭啓発活動は11月に延期する予定となった。 内閣総理大臣メッセージ伝達式、一般公開ケース研究会等の現状可能な啓発活動を行っていく。	“社会を明るくする運動”の一層の推進を図るために、広く市民に犯罪・非行の防止と更生の援助のための理解と参加を求める。このために、保護司会、更生保護女性会を中心に、各協力団体と広報・啓発活動を積極的に推進し、各団体が効果的な活動が行えるよう支援を行う必要がある。
(8)その他様々な人権		●インターネット等による人権侵害		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
Facebookページ等による情報発信	市政情報やイベントなど、市の魅力を発信し、災害時などには迅速な情報提供に活用する。	削除を行う不適切な事案なし。	他人に不利益を与えるなど、不適切な投稿と判断される場合は投稿内容の削除を行い、迅速・的確な情報提供に努める。	利用者による投稿内容が、個人等を誹謗中傷する内容に該当すると判断した場合は、米原市公式Facebook ページ運用ガイドに基づき、発言者に断りなく投稿の全部または一部を削除することとなっている。これまでに該当事例はない。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
インターネット等による人権侵害に対する研修会の実施	ネットの専門家を招いての中学校生徒研修会、教職員研修会、保護者研修会などを実施する。	<p>40</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての中学校生徒会を中心にスマートフォンの取り扱いについて取り組んでいる。 いじめ問題対策連絡協議会において作成した「スマホ安全3か条」を配布し、啓発を行った。 生徒会活動としても市内中学校4校において取組を行った。 	ネットリテラシーの向上に向けて、全体的な機運を高めることを目指して、PTAとの協働や小中連携などを進める。スマートフォン・SNSにかかるいじめ事案の防止に向けて、「スマホ安全3か条」を配布し、啓発に努める。市内全中学校においてインターネット等によるいじめや人権侵害に研修を実施する。	中学校区や、学校ごとに研修会を実施している。ただ、全ての教職員、保護者、生徒が受講できているわけではないので、継続して実施する必要がある。
(8)その他様々な人権		●災害と人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
米原市地域防災計画の修正業務	地域防災計画の修正を行う中で、避難所での生活等、人権に配慮した計画内容となるよう、国の指針等に基づき点検を行う。	地域防災計画の修正業務に着手し、新庁舎供用開始後の新たな市役所防災体制の検討を行った。	地域防災計画の修正を令和3年度末に完了する。	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等が十分計画に反映されているか検証が必要である。また、災害時には様々な課題が生じるため、平時から市民の意識啓発や相互理解を進めておく必要がある。
避難行動要支援体制の構築	災害時の避難を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意した人の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守りや災害時の支援体制づくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿への登録率81.11% 個別計画の作成自治会数 64自治会 	避難行動要支援者名簿の情報更新や個人情報管理の適正な管理を行い、各自治会に対し個別計画の作成について引き続き依頼を行いながら、災害等の有事に備える。個別計画作成への継続支援	平常時から避難行動要支援者の的確な把握および情報の共有が求められており、名簿の作成、個別支援計画の策定を早急に行う必要がある。
(8)その他様々な人権		●個人のプライバシーの保護		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
Facebookページ等による情報発信	市政情報やイベントなど、市の魅力を発信し、災害時などには迅速な情報提供に活用する。	削除を行う不適切な事案なし。	各アカウントでの個人情報の収集・利用・管理については、米原市個人情報保護条例に基づき取り扱う。	利用者による投稿内容が、本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容に該当すると判断した場合は、市公式Facebook ページ運用ガイドに基づき、発言者に断りなく投稿の全部または一部を削除することとなっている。これまでに該当事例はない。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
情報セキュリティポリシーの実施	市職員自らが各職場において、チェックシートにて確認する。(セルフチェック)	市職員によるチェックシートを用いた毎月のセルフチェックおよび新任職員への研修を実施し、個人情報の重要性和適正な取扱いについて認識を深めた。	チェックシートへの入力:100%(目標)	毎月、職員が各自、チェックシートの点検内容について確認するように依頼しているが、できていない部署もある。情報流出などを防ぐため、職員に対する研修会の実施や情報管理に関わる注意喚起を徹底する。
住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせする。	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ウェブサイトに掲載 各窓口において啓発用チラシを配布し、ポスターを掲示 各自治会で開催される「ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)」および「米原市成人式」においてチラシを配布 令和2年度末:304人、登録率 0.78%(実績)	本人通知事前登録者数の増加を図る。 令和3年度末:323人、登録率0.83%(目標)	平成26年2月から実施しており、平成27年2月から登録期間を無期限とした。市の広報誌への掲載のほか、ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)や地域人権リーダー研修会などの市民が参加する人権研修会において制度の啓発を行っている。制度の周知や事前登録者の増加のために、今後も引き続き啓発していく必要がある。
(8)その他様々な人権		●犯罪被害者とその家族の人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
犯罪被害者とその家族の人権の啓発	犯罪被害者とその家族が犯罪の被害だけでなく、プライバシーの侵害や名誉毀損などの2次被害を受けないように、これらが人権問題であることを啓発する。	人権施策基本方針の概要版を作成し、犯罪被害者の差別についても取り扱った。令和3年度からのハートフルフォーラム等で活用を行う。	広報誌等を活用して、犯罪被害者とその家族の人権問題について啓発を行う。	犯罪被害者とその家族が犯罪の直接的な被害だけでなく、プライバシーの侵害や名誉毀損などの2次被害が深刻となっており、社会全体として、人権問題として捉え対処する必要がある。
(8)その他様々な人権		●ハンセン病元患者の人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
ハンセン病の正しい知識の啓発	ハンセン病に対する差別や偏見を解消するための啓発を行う。	人権施策基本方針の概要版を作成し、ハンセン病についても取り扱った。令和3年度からのハートフルフォーラム等で活用を行う。	広報誌等を活用して、ハンセン病に対する差別や偏見を解消するための啓発を行う。	この病気に対して間違った知識をもとにした差別や偏見が生まれており、患者やその家族の人権侵害が長年行われてきた。
(8)その他様々な人権		●アイヌの人々の人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
アイヌ人についての正しい知識の啓発	アイヌ人の人々の民族としての、歴史や文化、伝統についての認識と理解を深めるための啓発を行う。	人権施策基本方針の概要版を作成し、アイヌ民族についても取り扱った。令和3年度からのハートフルフォーラム等で活用を行う。	広報誌等を活用して、アイヌ民族に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	アイヌ施策推進法が施行され、アイヌ民族の現状について人権問題と捉え、理解する教育・啓発を行う必要がある。

(8)その他様々な人権		●職場等における多様なハラスメント		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
相談体制の確保	米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針を遵守する。	相談しやすい体制を確保するため、人事担当に女性職員を配置し、職員組合に相談窓口となる組合員を配置した。	引き続き、相談しやすい体制を確保するため、人事担当に女性職員を配置し、職員組合に相談窓口となる組合員を配置する。	お互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
企業へのハラスメントについての啓発	企業訪問実施時にハラスメントについての啓発を行う。	ハラスメントについて記載されたチラシを企業訪問時に配布した。	企業訪問の際にハラスメントの発生の有無を調査し、必要に応じて啓発を行う。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために関係機関と連携して、普及・啓発を行う必要がある。
(8)その他様々な人権		●求職者の人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
企業への公正採用の啓発	企業訪問実施時に啓発を行う。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」から、企業訪問を実施し、提出書類が適切かどうかの確認を行った。	企業訪問の際に、企業が採用時に求める提出書類を確認し、啓発等を行う。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために実施する。
4 その他人権施策を推進するために必要なこと				
(1)推進体制の充実		①市の推進体制		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
米原市人権尊重のまちづくり推進本部の取組	人権尊重のまちづくりに関する必要な施策を総合的、効果的に推進するため、推進本部の会議を開催する。	令和2年度2回開催(5月、翌1月)人権尊重のまちづくり条例の目的を達成させるため、市の人権・同和行政の取り組みについて協議を行った。また、インターネットモニタリングについて各課との連携について協議を行った。	令和3年度随時開催 人権尊重のまちづくり条例の目的を達成させるため、市の人権・同和行政の取り組みについて協議を行う。	人権尊重のまちづくり条例の目的達成のための施策等の推進を図るため、推進本部会議を随時開催し、庁内の連携を図る。年度当初に開催し、事業の精査等について、より議論を深めることが求められている。
米原市同和对策本部の取組	同和行政に関する総合対策を樹立し、その計画を円滑に実施するため、常任本部会等を開催する。	同和对策本部会1回(5月21日)、課長補佐級研修1回(2月9日、52人参加)を開催した。 令和2年度の人権・同和行政の取組等について議論を行った。課長補佐級研修ではインターネットの人権をテーマに研修を行い、人権意識の向上につながった。啓発企画委員会は会の必要性がある場合に設置することとし規約を改正した。	以下の会議を開催する。 同和对策本部会随時 課長補佐級研修1回	同和行政に関する全庁的な取組として、常任本部会等を随時開催する。庁内組織をより強固なものとし取組の充実を図るため、課長補佐級職員を中心とした啓発企画委員会(差別事件・事象検証グループ)を平成26年度に設置した。今後も研修等に積極的に参加することが求められる。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組	人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会を開催する。	令和2年度:3回開催(8月、10月、3月) 米原市人権施策推進計画(進行管理調査票)の進行管理、多文化共生の推進プランの策定検討、人権政策基本方針の概要版の策定について協議を行った。	令和3年度:年間3回開催予定。 米原市人権施策推進計画(進行管理調査票)の進行管理、外国籍市民インタビュー調査について協議を行う。	様々な人権課題に対して、同和対策本部会等の庁内組織で議論が行われる一方で、審議会での議論を通じて提言などを行うことにより、より実効的な人権施策の実現を目指していくことが求められる。
米原市同和教育推進本部の取組	設置規程に基づき、同和教育行政に関する総合調整や進行管理を行う。	令和2年度 参加人数:52人(実績)(2月5日) 講演「部落差別は今」 講師 丸本 千悟氏 同和教育推進本部員および市役所職員を対象に、部落差別の現実について学んでいただく研修会を企画した。部落差別の現実を理解することができ、人権・同和問題に関する意識の向上を図ることが出来た。	必要に応じ、適宜同和教育推進本部会議、研修会等を開催する。	同和教育行政に関する全庁的な取組として、本部員会議、研修会等を適宜開催する。
	(1)推進体制の充実	②関係機関との連携		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
国、県、関係機関等との連携	国、県、関係機関等と密接に連携することに、人権施策をより効果的に推進する。	人権擁護委員をはじめ、滋賀県、滋賀県人権センター、大津地方法務局長浜支局等と連携を密にして啓発等を実施した。	あらゆる人権課題の解消に向けて、各機関等が連携し、研修会の充実などより効果的な啓発を行う。	人権擁護委員をはじめ、国、滋賀県との連携のほか、各種協議会、連絡会等と連携して、幅広い啓発活動、各種相談、情報交換等を行う。
	(2)人権擁護の推進	①相談窓口の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
総合相談窓口の設置(再掲)	女性の家庭生活や就労に関する「総合相談窓口」を設置し、女性が家庭と仕事の両立を図りながら安心して暮らせる環境作りを行う。	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みに寄り添いながら、きめ細やかに対応できる総合相談窓口の設置を行うことができた。 相談件数19件(来庁11件、電話8件、メール0件)	総合相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添いながら、人権政策課職員が一丸となって取組む。	女性相談者の生活上の不安や就労に関する悩みにきめ細やかに対応するために、平成27年度から相談員1名を配置し、関係機関等との連携に努めたが、平成29年度からは人権政策課職員で対応している。

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況 44	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
消費生活相談	消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報まいばらにおいて、消費生活相談コーナーを掲載(6回) ・出前講座のメニューとして掲載 ・市公式ウェブサイトで啓発 ・消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。 ・相談件数…155件(うち苦情144件)うち解決11件 ※令和元年度市民意識調査における消費生活に係るトラブルの未解決率は26.0% 	<p>広報まいばら、出前講座、市公式ウェブサイト等で引き続き啓発に努める。</p> <p>消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。</p> <p>令和3年度未解決率 22.0%</p>	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談業務を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。
空家等に係る諸課題解決に向けた庁内連携体制の確立	空家等対策計画に基づき、関係部局が連絡調整できる連携体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の利活用について、まいばら空き家対策研究会等で情報収集、情報提供を行った。 ・固定資産税納税通知書に、空家等の適正管理についての案内を同封した。 ・市ウェブサイトに空家等の情報掲載を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次空家等対策計画に基づき、まいばら空き家対策研究会や空家サポーターと連携・協働して空家等の発生予防、適正管理、有効活用を図る、目標数値;空家サポーターの登録人数30人 	空家等に係る諸課題に総合的に対応していくため、関係部局による連携体制を確立し、社会的・経済的弱者に対する取組ができないか検討を行うために空家等の情報提供を行う。
健康相談	保健師による個別相談	<p>新型コロナウイルス感染症流行により、集団健診を延期した。それに伴い、特定保健指導の開始時期も遅れ、現時点での特定保健指導実施率の低下につながった。また、例年行っていたアポなし訪問指導の実施を中止していたことも特定保健指導実施率低下の原因の一つと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率:54.1%(令和3年6月時点) ・特定健康診査以外の健康相談の実施:83件(内、個別訪問50件、来所12件、電話21件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率:73.7% ・健康相談:必要時実施 	気軽に健康相談を利用してもらえるよう、伊吹山テレビなどで周知を行っている。チラシを住民健診の際に配布しており、また医療機関とも連携し、健康相談の利用向上を目指す。
心配ごと総合相談事業	毎月原則第2、第4火曜日に、相談員が心配ごと総合相談を実施する。	月2回午前中の2時間相談を実施(4月・5月はコロナで中止)。相談者数は延べ19名利用者数が少なく他の相談窓口と合わせて継続していくか整理が必要。	毎月2回相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いでいく。	相談者が減少傾向にあり相談者が0人の回も散見されるため、他の相談窓口とあわせて、事業の継続の必要性について廃止も含めて検討していく必要がある。
弁護士による法律相談	毎月第4木曜日に、弁護士が相談に応じる法律相談を開設する。	月に1回弁護士による法律相談を実施。法的な相談ができる機会を設けた。相談件数 令和2年度実績:31件	月に1回弁護士による法律相談を実施。法的な相談ができる機会を設ける。	やすらぎハウス、ルッチプラザ、ゆめホール、愛らんどで実施。法律事務所へ委託し、相談料1,000円(30分)

実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
こども家庭相談室相談事業(再掲)	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	令和2年度実績 児童相談受付件数 322件。内、児童虐待相談件数132件。 相談員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	子ども家庭相談室常時開催 平日8:30～17:15 ※対象年齢:18歳未満	子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の問題がある等複数の要因が絡み合っている複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。
こころの教育相談	小中学生を対象にした不登校・不適應に関する相談窓口を設置する。	・学校等を通じて、9件の教育相談を受け付けた。 ・令和2年度実績9件	学校等を通じて、随時申込みを受け付ける体制を整える。(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)	不登校・精神的な不安定・気になる行動・発達障がいによる不適應等、悩みや不安を抱えた保護者・児童生徒を対象に臨床心理士による予約制の教育相談を行う。課題として、義務教育終了後のサポートが十分でないことが挙げられる。
(2) 人権擁護の推進		② 人権侵害に対する救済		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権侵害に対する救済制度の確立	人権侵害に係る救済制度について、近畿市長会を通じて国への要望を行う。	近畿市長会を通じて、令和2年度人権施策並びに予算に関する提言および要望を行い、関係自治体の連携が図れた。	引き続き、近畿市長会を通じて国への要望を行う。	人権侵害に係る救済制度については、人権擁護施策推進法や国の付帯決議で国の責務とされており、実効性のある人権救済制度の確立が求められる。
(3) 推進計画の策定および基本計画の見直し				
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
方針の見直しおよび推進計画の策定	人権施策基本方針の見直しと方針に基づく推進計画(行動計画)の策定	人権施策推進計画進行管理調査票を各課にて記入した。人権尊重のまちづくり審議会にて進行管理として審議した。	引き続き、米原市人権施策推進計画(行動計画)の取りまとめと適正な進行管理に努めるとともに、米原市人権施策基本方針(改訂版)の見直しについて人権尊重のまちづくり審議会にて意見等を求める。	平成21年3月に策定した人権施策基本方針を平成27年2月に改訂し、推進計画を策定した。今後も人権意識調査の実施と合わせて、社会情勢の変化等を考慮し、方針の見直し等を適宜行う。
人権意識市民調査の実施	市民の人権問題に関する意識を問うことにより、今後の施策の方向性などを見いだす。	調査報告をもとに見直した米原市人権施策基本方針の概要版の作成について人権尊重のまちづくり審議会にて協議を行った。	人権意識調査は5年に一度となるため、本年度は市民意識調査を活用した調査を行う。	平成18年度、平成24年度、平成29年度に実施しており、今後も概ね5年ごとに調査を実施する。調査項目等の内容については、今後も人権尊重のまちづくり審議会にて議論を深め、より効果的な啓発等に生かす。全ての人権問題において、より詳細な実態把握を行うことが課題となっている。